

焼津市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

平成30年3月変更

焼 津 市

ごあいさつ

本市では、焼津市次世代育成支援行動計画を前期、後期に分けて策定し、これまで様々な子育て支援施策を実施するとともに、平成26年度には子ども・子育て支援施策を一体的に推進するための「こども未来部」を創設したところであります。

近年は、少子化が急速に進み、家庭や地域などの子ども達を取り巻く状況は大きく変化しており、子育て家庭に対する一層の支援や地域ぐるみの子育て環境の充実が求められております。



このような中、国では「子ども・子育て関連3法」を制定し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供や保育需要への対応、地域の特性に応じた子育て支援の充実などを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を平成27年4月からスタートさせることとしました。

本市におきましては、国の動向を踏まえて平成25年度に子ども・子育て会議を立ち上げ、関係各位のご尽力により「焼津市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画は、次世代育成支援行動計画を継承し、進捗状況や課題を整理した上で、新たな子ども・子育てに関する事業を盛り込み、医療・教育・保健・福祉などの行政と地域、関係団体等が一丸となって取り組んでいくためのものであります。本計画の基本理念である「育てよう！明るい笑顔のやいづっ子」を実現するために、市民の皆様とともに安心して子どもを産み、育てることのできるまちづくりを進めていく所存でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、格別のご協力をいただきました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査などに際して貴重なご意見をいただきました市民の皆様など、関係者各位に厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

焼津市長 中野弘道

目次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1. 計画策定の背景及び趣旨 | 1 |
| 2. 計画の位置付け | 2 |
| 3. 計画の期間 | 3 |
| 4. 計画策定体制と経緯 | 4 |
| 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境 | 5 |
| 1. 人口・世帯・就労の動向 | 5 |
| 2. 家庭や地域の状況 | 11 |
| 3. 子育て支援サービスの状況 | 25 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 32 |
| 1. 基本理念 | 32 |
| 2. 基本方針 | 33 |
| 3. 教育・保育提供区域 | 35 |
| 4. 子ども数の推計 | 38 |
| 5. 施策の体系 | 40 |
| 第4章 推進施策 | 41 |
| (量の見込みと確保の方策) | 41 |
| 第1節 幼児期の学校教育・保育の充実 | 41 |
| 1. 施設型給付の充実 | 42 |
| 2. 地域型保育給付の充実 | 56 |
| 3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び質の向上 | 57 |
| 第2節 子育てを地域全体で考える環境づくり | 59 |
| 1. 地域子ども・子育て支援事業の充実 | 59 |
| 2. 放課後児童対策の充実 | 74 |
| (次世代育成支援行動計画からの継承事業) | 76 |
| 3. 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実 | 76 |
| 4. 地域子育て支援体制の充実 | 81 |
| 5. 地域や家庭での教育力の向上 | 89 |
| 6. 情報提供・相談体制の充実 | 91 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 第3節 配慮が必要な子どもや家庭への支援 | 93 |
| 1. ひとり親家庭の自立支援 | 93 |
| 2. 障害児施策の充実 | 94 |
| 3. 児童虐待防止対策の充実 | 96 |
| 第4節 仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり | 98 |
| 1. 子育てしやすい就労環境の推進 | 98 |
| 2. 仕事と子育ての両立の推進 | 99 |
| 第5章 計画の推進に向けて | 101 |
| 1. 計画推進及び進捗状況の把握 | 101 |
| 2. 計画推進に向けた関係機関の役割 | 101 |
| 資料編 | 102 |
| 1. 子ども・子育て会議委員名簿 | 102 |
| 2. 焼津市子ども子育て会議条例 | 103 |

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを産み育てることに対する意識等の変化をもたらしています。本市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。））の構築について検討が始まりました。

そして、平成24年8月には、新しい制度を円滑に推進できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、子育て支援の量の拡充や質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本市においては、平成17年3月に「焼津市次世代育成支援行動計画／前期計画」（平成17年度から21年度）を、また、平成22年3月には前期計画を見直し、「後期計画」（平成22年度から26年度）を策定し、家庭、学校、企業、行政など地域社会の構成員が、常に子どもの幸せを考え、子どもの権利が尊重される社会、子どもたちが心豊かに成長し、明るい笑顔が絶えない社会の実現を目指し、「育てよう！明るい笑顔のやいづっ子」という基本理念の下、子育て支援について総合的かつ計画的に取り組んできました。

引き続き、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを産み育てることをめぐる諸課題を解決するため、新制度に基づき、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「教育・保育の量的確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」などに向けた取組を推進することが必要です。

このため、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育、地域の子育て支援の充実に向けて、5年間を一期とする「焼津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に給付・事業を実施するものです。

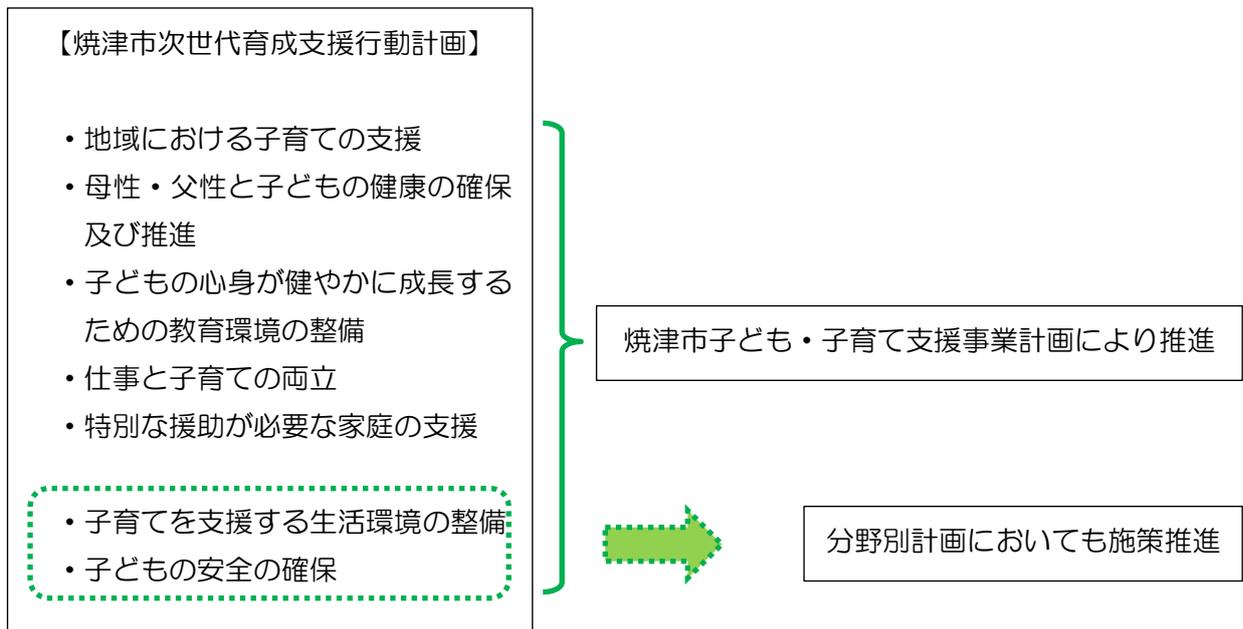
2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）及び第60条（基本指針）を踏まえ、第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき策定するものです。また、「第五次焼津市総合計画後期基本計画」をはじめとする、本市の関連計画との調和を図りながら策定しています。

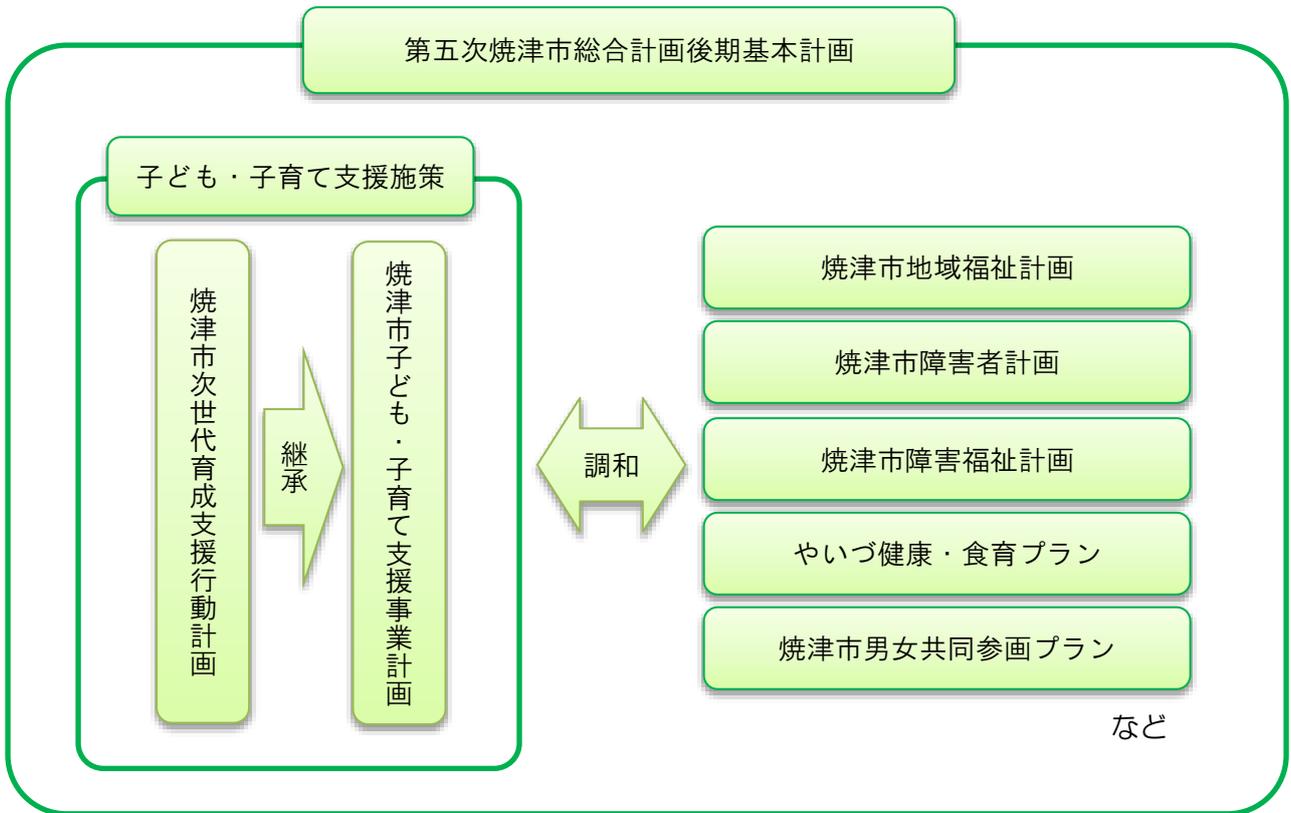
○本計画と焼津市次世代育成支援行動計画の関係

本計画は、焼津市次世代育成支援行動計画（以下、「次世代計画」とする。）の事業を継続して実施する計画と位置付け、子育てへの課題の解消を図るために、地域の特性やニーズに即して、より柔軟かつ的確に子育てのサービスが利用できるように計画を策定し、子育て支援の充実を図ります。

なお、次世代計画の事業について、「第五次焼津市総合計画後期基本計画」の分野別計画において詳細が記載されている項目については、当該分野別計画においても施策を引き続き推進していきます。



○本計画と他の計画との関係



3. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5か年計画として策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

【計画の期間】

| | | | | | |
|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 焼津市子ども・子育て支援事業計画 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
| | | | | | |
| | | 見直し 年度 | 見直し 年度 | 見直し 年度 | 見直し 年度 |

4. 計画策定体制と経緯

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の規定により、「焼津市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。また、子育て世帯の保護者の意見やニーズを的確に把握するための「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」、市民意見等を十分に踏まえ、本計画に反映させるための「パブリックコメント」を実施しました。

●計画策定のプロセス

| 事業 | 参加者 | 役割 |
|--------------------|---|---|
| 焼津市子ども・子育て会議 | 有識者・事業者・保護者・労働者・関係機関代表 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画の検討 市が定める各種基準の検討 |
| 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 | 就学前の子どもの保護者 2,000人 小学校1～3年生の子どもの保護者 1,000人 | <ul style="list-style-type: none"> 子育て実態の記入 市民意見の提供 |
| パブリックコメント | 市民 | <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案への意見提出 子ども・子育て支援事業計画案への意見提出 |

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1. 人口・世帯・就労の動向

(1) 人口の推移

①市の人口の推移

全国的に人口が減少している中、本市においても人口が減少しています。平成24年7月に施行した住民基本台帳の一部を改正する法律により、外国人も住民基本台帳の適用者となったため、一時的には平成25年の人口は増加したものの、平成26年は減少しています。

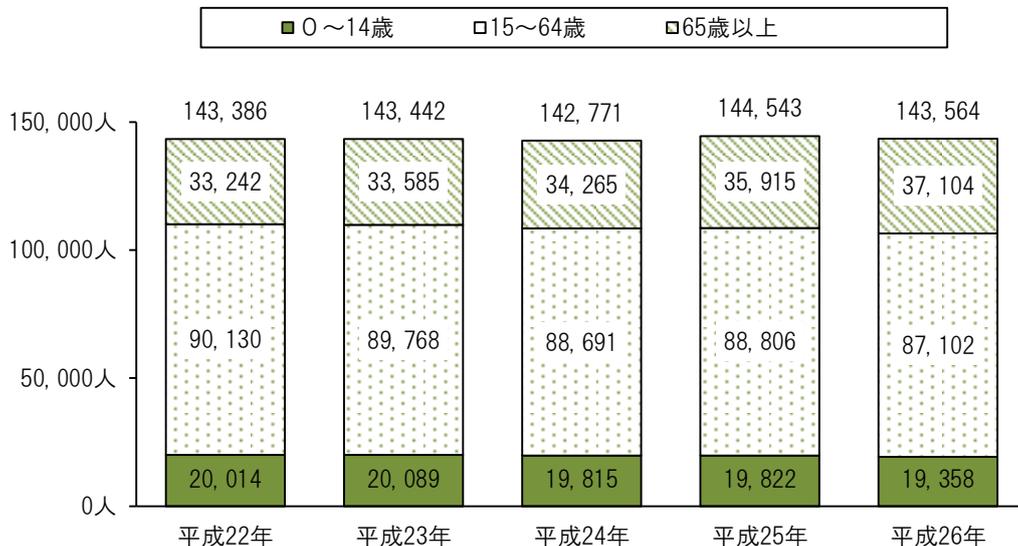
年齢別3区分人口をみると、0～14歳、15～64歳は減少傾向にありますが、65歳以上は年々増加しており、平成26年には37,104人（25.8%）となっています。

<年齢別3区分人口>

単位：人

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 0～14歳 | 20,014 | 20,089 | 19,815 | 19,822 | 19,358 |
| 15～64歳 | 90,130 | 89,768 | 88,691 | 88,806 | 87,102 |
| 65歳以上 | 33,242 | 33,585 | 34,265 | 35,915 | 37,104 |
| 合計 | 143,386 | 143,442 | 142,771 | 144,543 | 143,564 |

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



②子どもの人口の推移

子どもの人口は、いずれの中学校区においても0歳児人口の減少傾向がみられます。保育所や幼稚園の対象となる0～5歳児も、小学校の対象となる6～11歳児も年々減少傾向にあります。特に平成25年から平成26年にかけては、各中学校区とも減少の幅が大きくなっています。

単位：人

| | | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全 体 | 0歳 | 1,260 | 1,250 | 1,206 | 1,171 | 1,055 |
| | 1歳 | 1,199 | 1,300 | 1,258 | 1,216 | 1,189 |
| | 2歳 | 1,331 | 1,217 | 1,306 | 1,241 | 1,203 |
| | 3歳 | 1,293 | 1,358 | 1,210 | 1,307 | 1,228 |
| | 4歳 | 1,183 | 1,301 | 1,354 | 1,215 | 1,293 |
| | 5歳 | 1,316 | 1,202 | 1,280 | 1,366 | 1,207 |
| | 6歳 | 1,371 | 1,319 | 1,207 | 1,291 | 1,378 |
| | 7歳 | 1,382 | 1,382 | 1,306 | 1,231 | 1,292 |
| | 8歳 | 1,369 | 1,377 | 1,380 | 1,314 | 1,227 |
| | 9歳 | 1,371 | 1,376 | 1,378 | 1,402 | 1,305 |
| | 10歳 | 1,420 | 1,362 | 1,376 | 1,393 | 1,393 |
| 11歳 | 1,414 | 1,420 | 1,348 | 1,406 | 1,388 | |
| 東 益 津 中 学 校 区 | 0歳 | 53 | 66 | 72 | 72 | 63 |
| | 1歳 | 63 | 59 | 69 | 82 | 71 |
| | 2歳 | 70 | 65 | 65 | 69 | 80 |
| | 3歳 | 80 | 75 | 68 | 77 | 69 |
| | 4歳 | 70 | 83 | 79 | 70 | 76 |
| | 5歳 | 82 | 69 | 80 | 80 | 65 |
| | 6歳 | 97 | 82 | 72 | 83 | 81 |
| | 7歳 | 77 | 98 | 81 | 73 | 83 |
| | 8歳 | 89 | 76 | 101 | 78 | 74 |
| | 9歳 | 114 | 88 | 77 | 101 | 76 |
| | 10歳 | 104 | 114 | 87 | 79 | 102 |
| 11歳 | 93 | 105 | 114 | 84 | 76 | |
| 焼 津 ・ 大 村 ・ 豊 田 ・ 小 川 中 学 校 区 | 0歳 | 643 | 656 | 649 | 619 | 562 |
| | 1歳 | 624 | 655 | 651 | 632 | 613 |
| | 2歳 | 649 | 623 | 656 | 628 | 618 |
| | 3歳 | 637 | 642 | 617 | 629 | 603 |
| | 4歳 | 561 | 635 | 635 | 611 | 620 |
| | 5歳 | 616 | 571 | 620 | 615 | 608 |
| | 6歳 | 622 | 614 | 564 | 609 | 624 |
| | 7歳 | 630 | 618 | 602 | 580 | 603 |
| | 8歳 | 621 | 624 | 615 | 602 | 580 |
| | 9歳 | 622 | 623 | 623 | 622 | 602 |
| | 10歳 | 643 | 619 | 624 | 625 | 615 |
| 11歳 | 620 | 646 | 610 | 636 | 630 | |

| | | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大富・和田・港中学校区 | 0歳 | 385 | 375 | 327 | 321 | 298 |
| | 1歳 | 358 | 395 | 370 | 332 | 342 |
| | 2歳 | 418 | 360 | 395 | 365 | 337 |
| | 3歳 | 385 | 440 | 343 | 390 | 368 |
| | 4歳 | 367 | 385 | 434 | 349 | 383 |
| | 5歳 | 410 | 369 | 381 | 450 | 349 |
| | 6歳 | 441 | 412 | 374 | 390 | 449 |
| | 7歳 | 452 | 450 | 415 | 373 | 395 |
| | 8歳 | 436 | 457 | 443 | 421 | 371 |
| | 9歳 | 430 | 441 | 459 | 456 | 419 |
| | 10歳 | 452 | 429 | 440 | 463 | 459 |
| 11歳 | 459 | 449 | 427 | 455 | 457 | |
| 大井川中学校区 | 0歳 | 179 | 153 | 158 | 159 | 132 |
| | 1歳 | 154 | 191 | 168 | 170 | 163 |
| | 2歳 | 194 | 169 | 190 | 179 | 168 |
| | 3歳 | 191 | 201 | 182 | 211 | 188 |
| | 4歳 | 185 | 198 | 206 | 185 | 214 |
| | 5歳 | 208 | 193 | 199 | 221 | 185 |
| | 6歳 | 211 | 211 | 197 | 209 | 224 |
| | 7歳 | 223 | 216 | 208 | 205 | 211 |
| | 8歳 | 223 | 220 | 221 | 213 | 202 |
| | 9歳 | 205 | 224 | 219 | 223 | 208 |
| | 10歳 | 221 | 200 | 225 | 226 | 217 |
| 11歳 | 242 | 220 | 197 | 231 | 225 | |

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③世帯数の推移

世帯数の推移は、平成2年から年々増加しており、平成26年には54,562世帯となっています。一方、平均世帯人員は減少しており、平成26年は2.63人となっています。世帯数が増加し、平均世帯人員が減少していることから、核家族化が進行しています。

| | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成26年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 世帯数 | 37,045 | 41,069 | 44,272 | 47,197 | 49,299 | 54,562 |
| 平均世帯人員 | 3.62 | 3.39 | 3.20 | 3.03 | 2.91 | 2.63 |

資料：「国勢調査」（10月1日現在）、平成26年は「住民基本台帳」4月1日現在

※平成24年7月 住民基本台帳法の一部改正により外国人も住民基本台帳対象者となる。

④人口動態

人口動態は、出生数よりも死亡数が多い自然減、転入数よりも転出数が多い社会減の傾向にあり、特に平成25年はその傾向が顕著となっています。

＜自然動態＞

単位：人

| | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成25年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生数 | 1,311 | 1,329 | 1,307 | 1,274 | 1,302 | 1,147 |
| 死亡数 | 823 | 999 | 1,039 | 1,109 | 1,378 | 1,389 |
| 自然動態増減 | 488 | 330 | 268 | 165 | ▲76 | ▲242 |

資料：統計やいづ

＜社会動態＞

単位：人

| | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成25年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 転入数 | 4,751 | 5,005 | 4,736 | 4,507 | 4,014 | 4,246 |
| 転出数 | 4,501 | 4,840 | 4,877 | 4,796 | 3,940 | 5,157 |
| 社会動態増減 | 250 | 165 | ▲141 | ▲289 | 74 | ▲911 |

資料：統計やいづ

⑤合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国平均を上回って推移していますが、平成25年は平成21年以降最も低い数値となっています。

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 焼津市 | 1.49 | 1.57 | 1.51 | 1.57 | 1.45 |
| 静岡県 | 1.43 | 1.54 | 1.49 | 1.52 | 1.53 |
| 全国 | 1.37 | 1.39 | 1.39 | 1.41 | 1.43 |

資料：静岡県人口動態統計

※合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性が一生に産む子どもの平均数

(2) 結婚・就労の動向

婚姻届出件数は、平成22年には804件あったものの、以降年々減少しており、平成25年は656件となっています。

平均初婚年齢は、男性は30歳、女性は28歳で推移しています。

産業別就業人口は、第一次産業、第二次産業は減少傾向、第三次産業は横ばいで推移しています。

女性の年齢階級別就業率は、20代後半から30代にかけて就業率が低下しており、いわゆるM字カーブの傾向がみられますが、平成2年の数値と比較した場合、改善傾向を示しています。

①結婚・離婚数の推移

単位：件

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 婚姻届出件数 | 775 | 804 | 744 | 671 | 656 |
| 離婚届出件数 | 267 | 267 | 251 | 239 | 258 |

資料：庁内資料

②平均初婚年齢

単位：歳

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 男性 | 29.9 | 30.6 | 30.3 | 30.1 | 31.2 |
| 女性 | 28.0 | 28.6 | 28.5 | 28.2 | 29.2 |

資料：静岡県人口動態統計

③産業別就業人口の推移

単位：人

| | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第一次産業 | 4,126 | 3,840 | 3,077 | 2,699 | 2,238 |
| 第二次産業 | 31,505 | 32,681 | 31,082 | 28,300 | 26,824 |
| 第三次産業 | 36,505 | 40,061 | 42,119 | 44,390 | 42,198 |

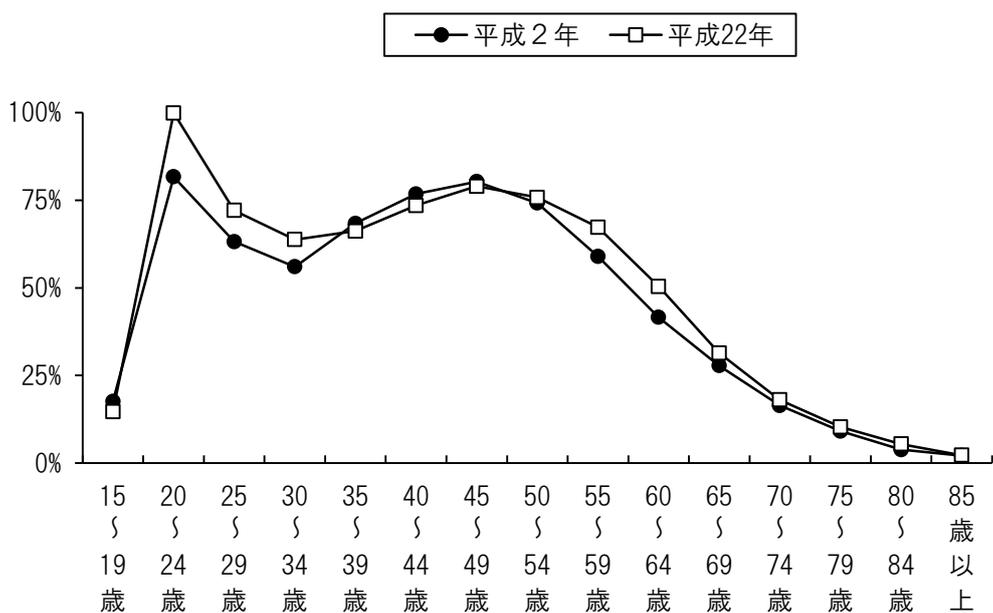
資料：国勢調査

④女性の年齢階級別就業率

単位：人

| | 平成2年 | | | 平成22年 | | |
|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|
| | 総数 | 就業者 | 就業率 | 総数 | 就業者 | 就業率 |
| 総数 | 56,056 | 30,627 | 54.6% | 63,731 | 31,663 | 49.7% |
| 15～19歳 | 5,316 | 938 | 17.6% | 3,240 | 477 | 14.7% |
| 20～24歳 | 4,421 | 3,611 | 81.7% | 2,419 | 2,416 | 99.9% |
| 25～29歳 | 4,178 | 2,641 | 63.2% | 3,915 | 2,823 | 72.1% |
| 30～34歳 | 3,995 | 2,238 | 56.0% | 4,587 | 2,928 | 63.8% |
| 35～39歳 | 5,030 | 3,439 | 68.4% | 5,166 | 3,420 | 66.2% |
| 40～44歳 | 6,147 | 4,720 | 76.8% | 4,687 | 3,446 | 73.5% |
| 45～49歳 | 5,170 | 4,152 | 80.3% | 4,435 | 3,504 | 79.0% |
| 50～54歳 | 4,564 | 3,386 | 74.2% | 4,276 | 3,240 | 75.8% |
| 55～59歳 | 4,211 | 2,484 | 59.0% | 5,075 | 3,413 | 67.3% |
| 60～64歳 | 3,747 | 1,559 | 41.6% | 6,067 | 3,060 | 50.4% |
| 65～69歳 | 3,022 | 840 | 27.8% | 4,995 | 1,570 | 31.4% |
| 70～74歳 | 2,341 | 383 | 16.4% | 4,252 | 765 | 18.0% |
| 75～79歳 | 1,899 | 173 | 9.1% | 3,656 | 377 | 10.3% |
| 80～84歳 | 1,223 | 46 | 3.8% | 2,891 | 156 | 5.4% |
| 85歳以上 | 792 | 17 | 2.1% | 3,070 | 68 | 2.2% |

資料：国勢調査



2. 家庭や地域の状況

(1) 母子保健の状況

① 不妊治療費助成事業

単位：人

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 利用者数 (実人数) | 95 (69) | 121 (82) | 117 (80) | 137 (92) | 178 (110) |
| 妊娠確認数 | 18 | 9 | 23 | 25 | 35 |

資料：焼津市の保健事業

② 母子健康手帳の交付状況

単位：件

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 交付数 | 1,405 | 1,307 | 1,285 | 1,225 | 1,082 |

資料：焼津市の保健事業

③ 幼児健康診査の受診状況

< 1歳6か月児健診 >

単位：人

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対象者数 | 1,244 | 1,355 | 1,318 | 1,223 | 1,190 |
| 受診者数 | 1,220 | 1,259 | 1,300 | 1,181 | 1,175 |
| 受診率 | 98.1% | 92.9% | 98.6% | 96.6% | 98.7% |

資料：焼津市の保健事業

< 3歳児健診 >

単位：人

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対象者数 | 1,348 | 1,431 | 1,233 | 1,318 | 1,228 |
| 受診者数 | 1,271 | 1,331 | 1,219 | 1,293 | 1,186 |
| 受診率 | 94.3% | 93.0% | 98.9% | 98.1% | 96.6% |

資料：焼津市の保健事業

(2) 子ども・子育てをめぐる問題の動向

児童虐待認知件数は、年々増加傾向にあり、平成25年には平成21年の約3倍となる308件となっています。

不良行為少年補導状況は、深夜徘徊の件数が最も多く、平成25年には352件となっています。

①児童虐待認知件数

単位：件

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認知件数 | 104 | 189 | 237 | 232 | 308 |

資料：行政福祉報告例

②不良行為少年補導状況

単位：件

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 喫煙 | 167 | 197 | 117 | 115 | 146 |
| 飲酒 | 18 | 15 | 15 | 8 | 2 |
| 薬物乱用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 家出 | 0 | 1 | 2 | 3 | 2 |
| 深夜徘徊 | 295 | 246 | 294 | 291 | 352 |
| 怠学 | 2 | 4 | 1 | 4 | 9 |
| 不良交友 | 5 | 27 | 30 | 40 | 19 |
| 合計 | 487 | 490 | 459 | 461 | 530 |

資料：焼津市犯罪のあらまし

(3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

①調査の目的

新制度の下で、教育・保育、子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を作成するにあたり、国の基本指針に基づいて、市民の子育ての環境、教育・保育、子育て支援の現在の利用状況及び今後の利用希望などを把握するために本調査を実施しました。

②調査の内容

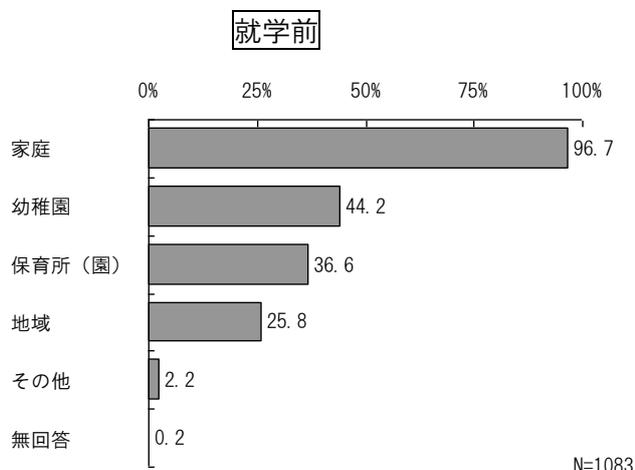
調査対象 就学前 市内に在住の就学前の子どものいる家庭
小学生 市内に在住の小学校1～3年生のいる家庭
調査方法 就学前 郵送配布・郵送回収
小学生 郵送配布・郵送回収
標本数 就学前 2,000人
小学生 1,000人
調査期間 平成25年11月18日(月)～平成25年12月6日(金)

③回収結果

| | 発送数 | 回収数 | 回収率 | 有効数 | 有効回収率 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 就学前 | 2,000 | 1,087 | 54.3% | 1,083 | 54.2% |
| 小学生 | 1,000 | 541 | 54.1% | 531 | 53.1% |

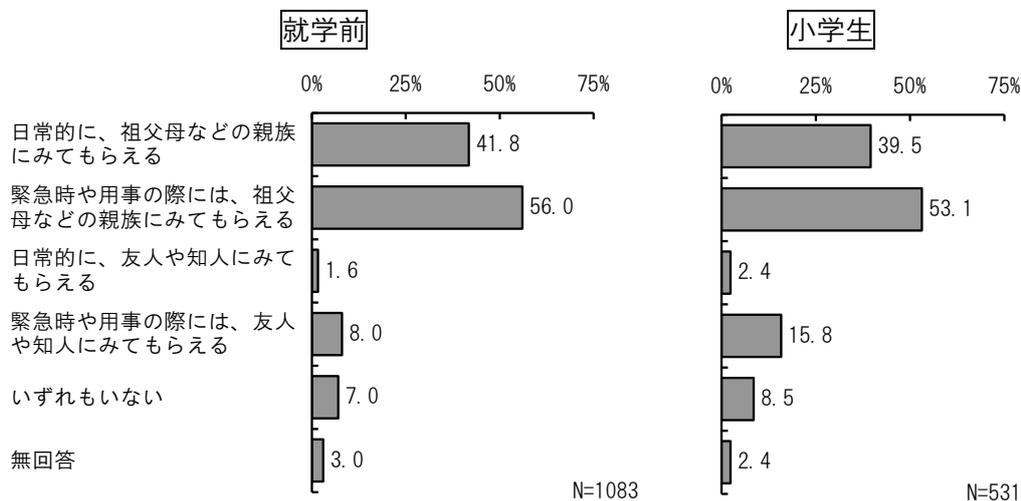
※調査結果における「N」は有効回答数

お子さんの子育てに、最も影響すると思われる環境はどれですか。（複数回答）



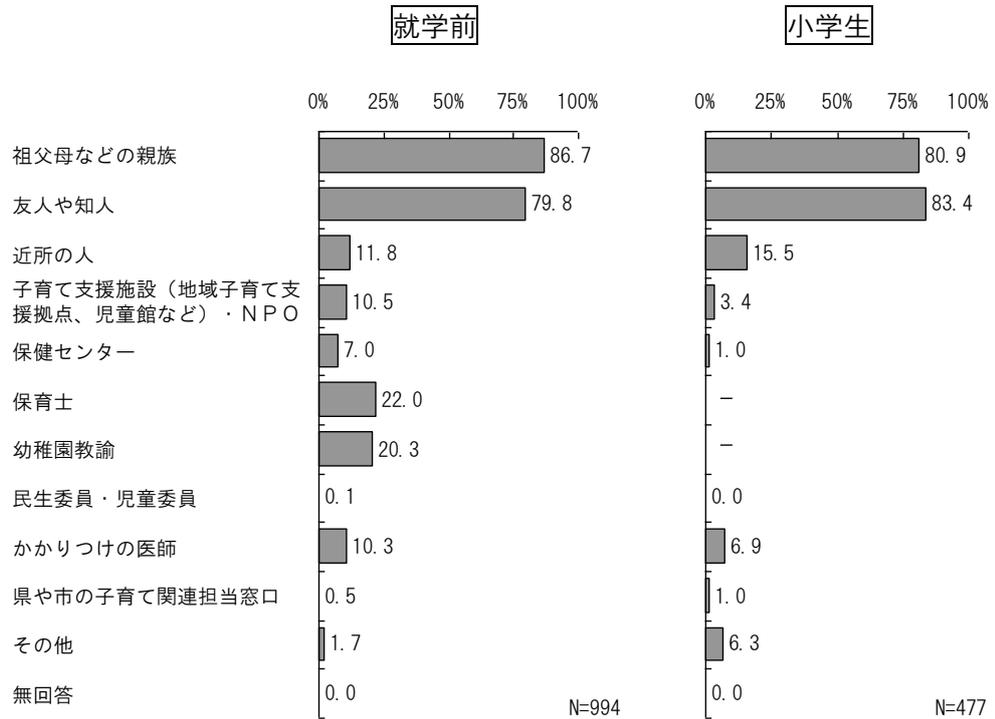
「家庭」が96.7%で、ほとんどの人が「家庭」の影響が大きいと考えています。次いで、「幼稚園」が44.2%、「保育所(園)」が36.6%、「地域」が25.8%などとなっています。

日頃、お子さんをみてもらえる親族や知人はいますか。（複数回答）



就学前、小学生ともに、「緊急時や用事の際には、祖父母などの親族にみてもらえる」が5割を超えています。

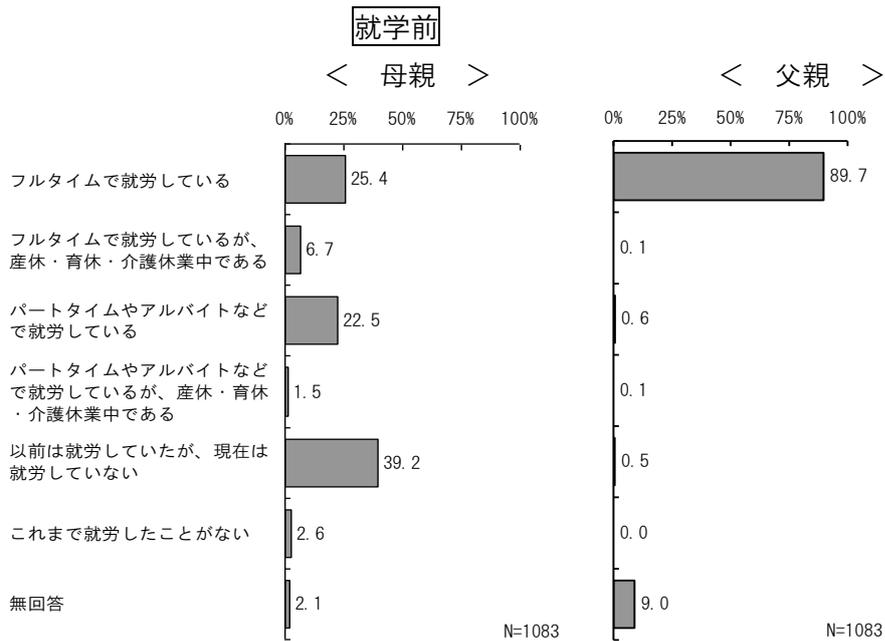
お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。
（複数回答）



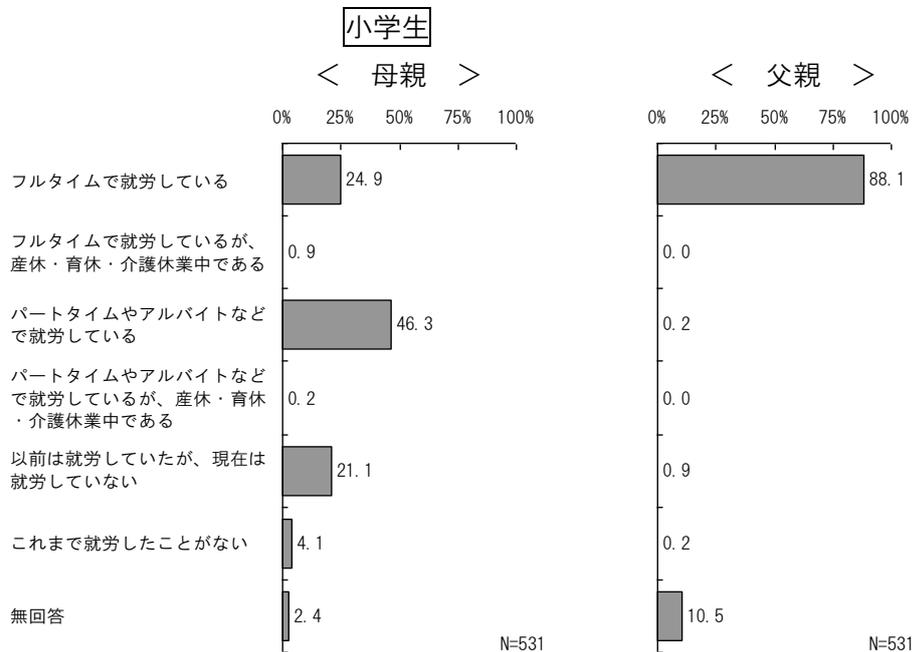
就学前は、「祖父母などの親族」が最も多く86.7%、次いで「友人や知人」が79.8%と多くなっています。

小学生は、「友人や知人」が83.4%、「祖父母などの親族」が80.9%と8割を超えています。

保護者の現在の就労状況（自営業や家族従事者を含む）をうかがいます。（複数回答）

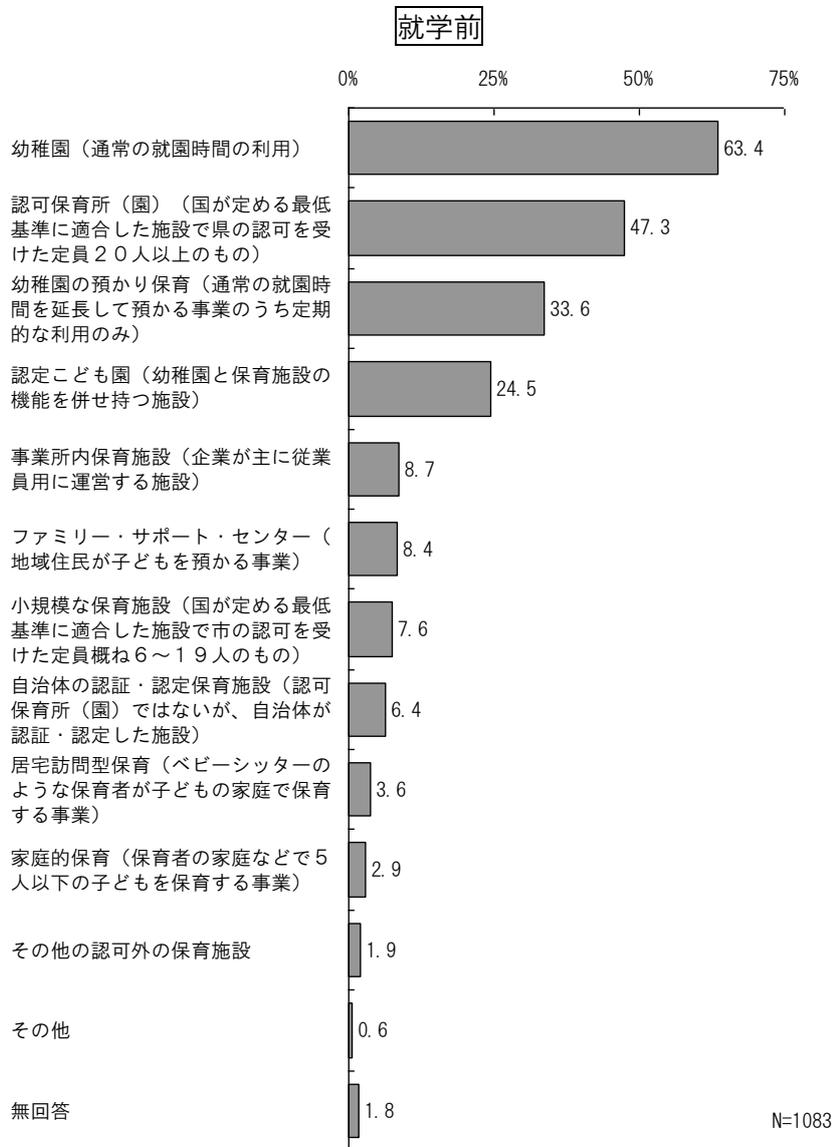


就学前の、母親の現在の就労状況（自営業や家族従事者を含む）は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が39.2%と最も多くなっています。



小学生の、母親の現在の就労状況（自営業や家族従事者を含む）は、「パートタイムやアルバイトなどで就労している」が46.3%と最も多く、「パートタイムやアルバイトなどで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の0.2%を合わせた“パート・アルバイト”が46.5%となっています。

現在、利用している、利用していないに関わらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業はどれですか。（複数回答）



平日、年間を通じた定期的な利用希望のある教育・保育の事業は、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が最も多く63.4%、次いで「認可保育所（園）」が47.3%、「幼稚園の預かり保育」が33.6%、「認定こども園」が24.5%、「事業所内保育施設」が8.7%、「ファミリー・サポート・センター」が8.4%などとなっています。

①～⑧の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。

就学前

単位：（％）

| | 事業の認知 | | | 事業の利用 | | | 事業の利用希望 | | |
|----------------------|-------------|-------------|-----|-------------|-------------|-----|-------------|-------------|------|
| | 知っている | 知らない | 無回答 | 利用したことがある | 利用したことはない | 無回答 | 利用を希望する | 利用を希望しない | 無回答 |
| N=1083 | | | | | | | | | |
| ①パパママ教室・プレママ教室・子育て教室 | 84.8 | 13.2 | 2.0 | 52.4 | 43.4 | 4.2 | 35.6 | 51.7 | 12.7 |
| ②保健センターの情報紙・各種相談事業 | 76.5 | 20.8 | 2.8 | 38.1 | 55.7 | 6.2 | 51.1 | 37.7 | 11.3 |
| ③家庭教育に関する学級・講座 | 35.3 | 61.3 | 3.4 | 12.9 | 82.2 | 4.9 | 40.8 | 47.2 | 12.0 |
| ④青少年教育相談センター | 25.0 | 71.7 | 3.3 | 0.4 | 94.6 | 5.0 | 25.4 | 61.5 | 13.1 |
| ⑤保育所（園）や幼稚園の園庭等の開放 | 92.8 | 5.0 | 2.2 | 64.2 | 31.3 | 4.5 | 59.3 | 30.7 | 10.0 |
| ⑥保育所（園）の時間延長保育 | 84.6 | 12.7 | 2.7 | 31.6 | 62.6 | 5.8 | 53.1 | 36.7 | 10.2 |
| ⑦保育所（園）の一時預かり保育 | 87.1 | 10.2 | 2.8 | 24.2 | 68.9 | 6.9 | 46.4 | 43.3 | 10.2 |
| ⑧児童センター（とまとびあ） | 79.6 | 17.9 | 2.5 | 44.7 | 50.5 | 4.8 | 57.9 | 32.1 | 10.0 |

事業の認知度については、「⑤保育所（園）や幼稚園の園庭等の開放」が92.8%と最も高く、次いで「⑦保育所（園）の一時預かり保育」が87.1%、「①パパママ教室・プレママ教室・子育て教室」が84.8%、「⑥保育所（園）の時間延長保育」が84.6%と8割を超えています。一方、「④青少年教育相談センター」は25.0%、「③家庭教育に関する学級・講座」は35.3%で、低い認知度となりました。

事業の利用度については、「⑤保育所（園）や幼稚園の園庭等の開放」が64.2%と最も高く、次いで「①パパママ教室・プレママ教室・子育て教室」が52.4%、「⑧児童センター（とまとびあ）」が44.7%などとなっています。一方、認知度の低い「④青少年教育相談センター」は94.6%が「利用したことはない」と回答しています。

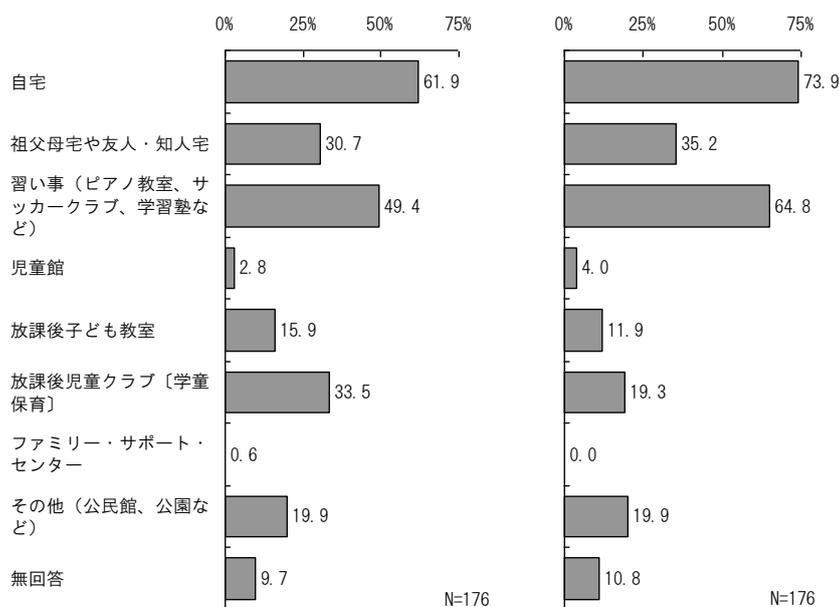
事業の利用希望については、「⑤保育所（園）や幼稚園の園庭等の開放」が59.3%と最も高く、「⑧児童センター（とまとびあ）」が57.9%、「⑥保育所（園）の時間延長保育」が53.1%、「②保健センターの情報紙・各種相談事業」が51.1%と半数を超えています。一方、「利用を希望しない」との回答は、「④青少年教育相談センター」が61.5%と6割を超えました。

小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。また、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）

就学前

< 低学年（1～3年生） >

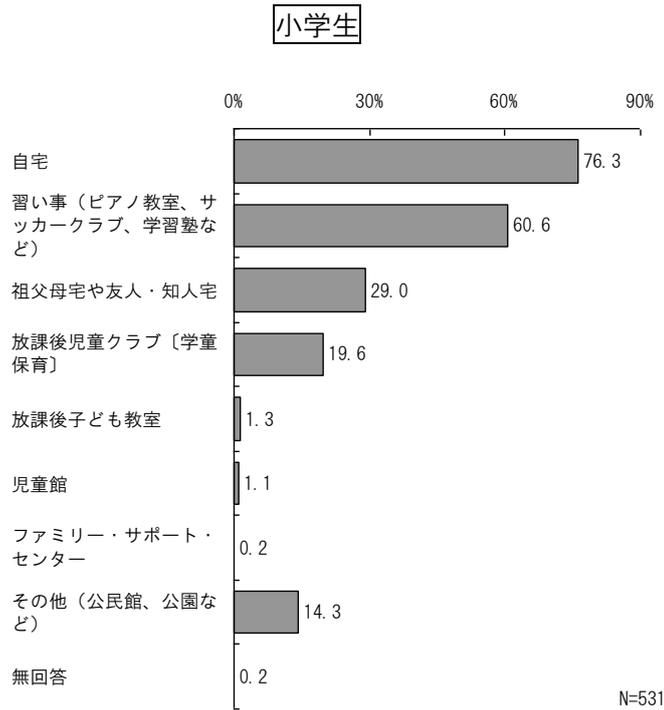
< 高学年（4～6年生） >



小学校低学年（1～3年生）における希望する放課後の過ごさせ方については、「自宅」が最も多く61.9%、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が49.4%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が33.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が30.7%などとなっています。

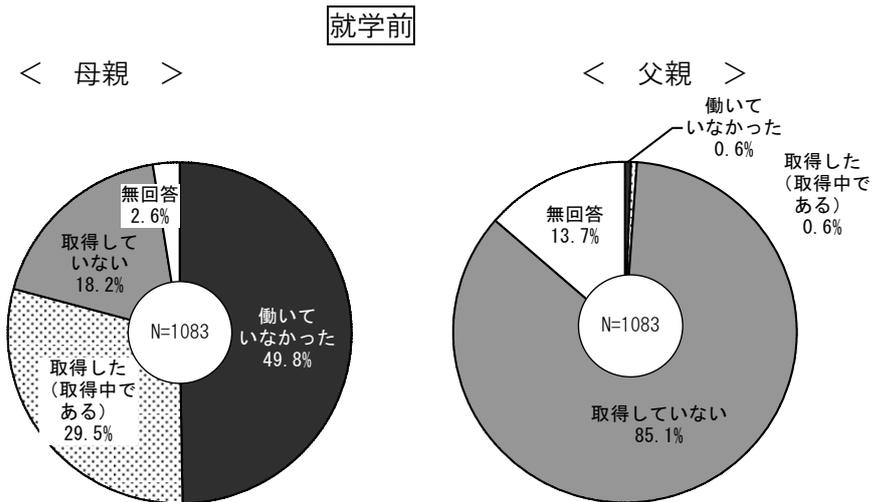
小学校高学年（4～6年生）における希望する放課後の過ごさせ方については、「自宅」が最も多く73.9%、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が64.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」が35.2%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が19.3%などとなっています。

放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。（複数回答）



小学校低学年（1～3年生）における放課後の過ごし方については、「自宅」が最も多く76.3%、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が60.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」が29.0%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が19.6%などとなっています。

お子さんが生まれたとき、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。



母親の育児休業の取得状況は、「働いていなかった」が49.8%と最も多く、「取得した（取得中である）」が29.5%、「取得していない」が18.2%となっています。

父親の取得状況については、「取得した（取得中である）」が0.6%にとどまっています。

育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。

就学前

単位：（人）

| | <母親N=235> | <父親N=3> |
|--------------------------------|-----------|---------|
| 利用する必要がなかった | 65 | 2 |
| 利用した | 69 | 0 |
| 利用したかったが、利用しなかった （利用できなかった） | 97 | 1 |
| 無回答 | 4 | 0 |

職場復帰時に短時間勤務制度を利用したかについては、母親は「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」が41.3%（97人）、「利用した」が29.4%（69人）、「利用する必要がなかった」が27.7%（65人）となっています。父親は「利用する必要がなかった」が2人、「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」が1人となっています。

短時間勤務制度を利用しなかった（利用できなかった）理由は何ですか。（複数回答）

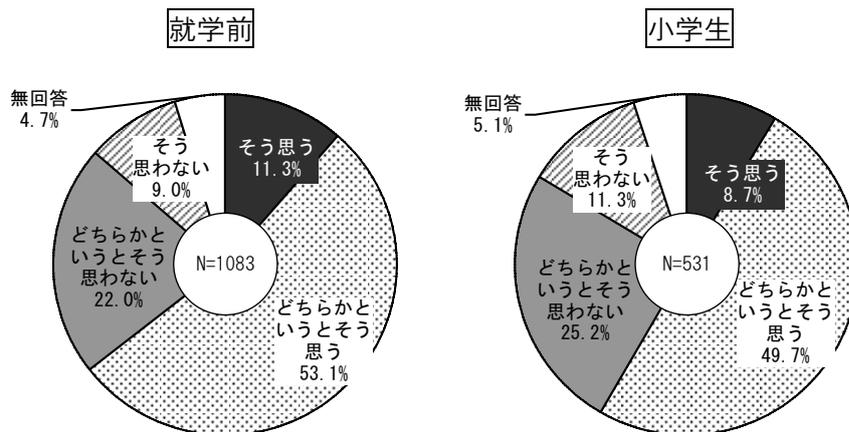
就学前

単位：（人）

| | <母親N=97> | <父親N=1> |
|--|----------|---------|
| 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった | 61 | 0 |
| 仕事が忙しかった | 30 | 0 |
| 短時間勤務にすると給与が減額される | 34 | 0 |
| 短時間勤務にすると保育所（園）の入所申請の優先順位が下がる | 10 | 0 |
| 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した | 0 | 0 |
| 配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた | 10 | 0 |
| 子育てや家事に専念するため退職した | 2 | 0 |
| 職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった） | 25 | 0 |
| 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった | 17 | 0 |
| その他 | 2 | 0 |
| 無回答 | 2 | 1 |

短時間勤務制度を利用しなかった（利用できなかった）理由については、母親は「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が62.9%（61人）と最も多く、次いで「短時間勤務にすると給与が減額される」が35.1%（34人）、「仕事が忙しかった」が30.9%（30人）、「職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が25.8%（25人）などとなっています。父親については、有効な回答がありませんでした。

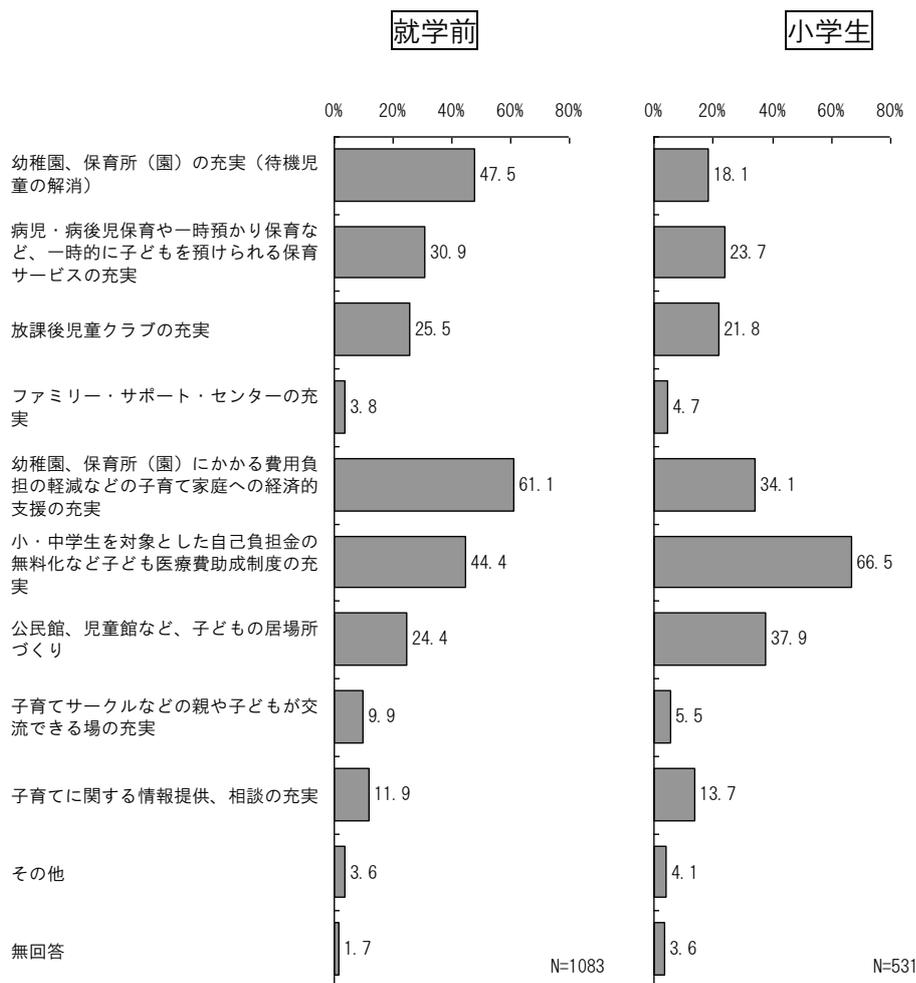
焼津市は子育てしやすいまちだと思いますか。



就学前は、「どちらかというと思う」が最も多く53.1%、次いで「どちらかというと思わない」が22.0%、「そう思う」が11.3%、「そう思わない」が9.0%となっています。「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた“子育てしやすい”が64.4%、「どちらかというと思わない」と「そう思わない」を合わせた“子育てしにくい”が31.0%となっています。

小学生は、「どちらかというと思う」が最も多く49.7%、次いで「どちらかというと思わない」が25.2%、「そう思わない」が11.3%、「そう思う」が8.7%となっています。「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた“子育てしやすい”が58.4%、「どちらかというと思わない」と「そう思わない」を合わせた“子育てしにくい”が36.5%となっています。

市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。（複数回答）



就学前は、「幼稚園、保育所（園）にかかる費用負担の軽減などの子育て家庭への経済的支援の充実」が最も多く61.1%、次いで「幼稚園、保育所（園）の充実（待機児童の解消）」が47.5%、「小・中学生を対象とした自己負担金の無料化など子ども医療費助成制度の充実」が44.4%、「病児・病後児保育や一時預かり保育など、一時的に子どもを預けられる保育サービスの充実」が30.9%などとなっています。

小学生は、「小・中学生を対象とした自己負担金の無料化など子ども医療費助成制度の充実」が最も多く66.5%、次いで「公民館、児童館など、子どもの居場所づくり」が37.9%、「幼稚園、保育所（園）にかかる費用負担の軽減などの子育て家庭への経済的支援の充実」が34.1%、「病児・病後児保育や一時預かり保育など、一時的に子どもを預けられる保育サービスの充実」が23.7%などとなっています。

3. 子育て支援サービスの状況

(1) 保育サービスの提供と利用実績

① 認可保育所の定員数と入所児童数の推移

単位：人

| | | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|----------|-----------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | | 定員数 | 入所児童数 |
| 公立 | 小川保育園 | 80 | 86 | 80 | 93 | 120 | 112 | 120 | 127 | 120 | 130 |
| | 旭町保育園 | 150 | 145 | 150 | 144 | 150 | 143 | 150 | 146 | 150 | 145 |
| | 石津保育園 | 60 | 62 | 60 | 70 | 60 | 62 | 60 | 70 | 90 | 90 |
| | 大井川保育園 | 300 | 276 | 300 | 293 | 300 | 300 | 300 | 288 | 300 | 287 |
| | 小計 | 590 | 569 | 590 | 600 | 630 | 617 | 630 | 631 | 660 | 652 |
| 私立 | 焼津南保育園 | 120 | 131 | 120 | 132 | 120 | 133 | 120 | 132 | 120 | 132 |
| | さくら保育園 | 120 | 140 | 120 | 139 | 120 | 133 | 120 | 135 | 120 | 139 |
| | なかよし保育園 | 90 | 101 | 90 | 98 | 90 | 99 | 90 | 99 | 90 | 103 |
| | たかくさ保育園 | 90 | 104 | 90 | 97 | 90 | 101 | 90 | 101 | 90 | 101 |
| | ふたば保育園 | 90 | 99 | 90 | 101 | 90 | 108 | 90 | 102 | 90 | 104 |
| | ゆりかご保育所 | 120 | 147 | 150 | 152 | 150 | 158 | 150 | 169 | 150 | 170 |
| | 第三ゆりかご保育所 | 90 | 104 | 90 | 108 | 90 | 111 | 90 | 99 | 90 | 103 |
| | 明星保育園 | 60 | 75 | 60 | 73 | 60 | 80 | 80 | 78 | 80 | 88 |
| | なかよし大富保育園 | 90 | 94 | 90 | 90 | 90 | 92 | 90 | 97 | 90 | 101 |
| | 小計 | 870 | 995 | 900 | 990 | 900 | 1,015 | 920 | 1,012 | 920 | 1,041 |
| 公立・私立合計 | | 1,460 | 1,564 | 1,490 | 1,590 | 1,530 | 1,632 | 1,550 | 1,643 | 1,580 | 1,693 |
| 公立・私立入所率 | | 107.1% | | 106.7% | | 106.6% | | 106.0% | | 107.1% | |

資料：庁内資料

② 待機児童数の推移

単位：人

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 待機児童数 | 7 | 20 | 46 | 7 | 7 |

資料：庁内資料

③その他の保育サービスの実施状況

| | | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 |
|---------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 一時預かり事業 | 実施保育所数 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 利用延人数 (人) | 4,513 | 6,085 | 5,848 | 5,867 | 7,082 |
| 障害児保育 | 実施保育所数 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| | 利用延人数 (人) | 215 | 143 | 167 | 168 | 156 |
| 延長保育 | 実施保育所数 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| | 利用延人数 (人) | 22,447 | 21,826 | 20,819 | 20,918 | 20,607 |

資料：庁内資料

④放課後児童クラブ児童数の推移

単位：人

| クラブ名 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| たかくさクラブ | 23 | 36 | 38 | 36 | 40 |
| なかよし小川クラブ小川 | 43 | 45 | 40 | 43 | 45 |
| なかよし小川クラブ黒石 | 54 | 54 | 53 | 56 | 56 |
| 南っ子クラブ | 43 | 36 | 36 | 39 | 44 |
| サザンキッズ | | 21 | 20 | 23 | 24 |
| 第一ゆりかご豊田クラブA | 70 | 42 | 37 | 41 | 45 |
| 第一ゆりかご豊田クラブB | | 26 | 36 | 41 | 43 |
| 第二ゆりかご豊田クラブ | 43 | 39 | 23 | 32 | 40 |
| ゆりかご西クラブかもめ | 78 | 44 | 44 | 36 | 38 |
| ゆりかご西クラブゆりかもめ | | 44 | 44 | 36 | 38 |
| なかよし東クラブ | 38 | 37 | 36 | 38 | 41 |
| なかよしクラブ | 58 | 42 | 41 | 36 | 42 |
| おおとみキッズ | | 20 | 39 | 42 | 44 |
| あそび塾 | 62 | 69 | 42 | 43 | 40 |
| 第二あそび塾 | | | 42 | 41 | 41 |
| かえるクラブ | 49 | 48 | 46 | 42 | 41 |
| 大井川東放課後児童クラブ | 36 | 28 | 30 | 33 | 41 |
| 大井川西放課後児童クラブ | 48 | 41 | 38 | 35 | 40 |
| 大井川南放課後児童クラブ | 40 | 50 | 41 | 45 | 35 |
| 合計 | 685 | 722 | 726 | 738 | 778 |

資料：庁内資料

(2) 幼稚園・小学校の状況

① 幼稚園の定員数と入園児童数の推移

単位：人

| | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | |
|---------|-----------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-----|
| | 定員数 | 入園児童数 | 定員数 | 入園児童数 | 定員数 | 入園児童数 | 定員数 | 入園児童数 | 定員数 | 入園児童数 | |
| 公立 | 大富幼稚園 | 140 | 66 | 140 | 57 | 140 | 69 | 105 | 76 | 70 | 63 |
| | 和田幼稚園 | 140 | 25 | 140 | 29 | 140 | 39 | 140 | 36 | 140 | 23 |
| | 東益津幼稚園 | 140 | 35 | 140 | 33 | 140 | 32 | 140 | 32 | 140 | 26 |
| | さつき幼稚園 | 70 | 67 | 70 | 59 | 70 | 59 | 70 | 68 | 70 | 68 |
| | 静浜幼稚園 | 110 | 62 | 110 | 79 | 110 | 69 | 110 | 86 | 110 | 100 |
| | 静浜幼稚園下藤分園 | 90 | 38 | 90 | 36 | 90 | 34 | 90 | 36 | 90 | 41 |
| | 大井川西幼稚園 | 180 | 112 | 180 | 113 | 180 | 114 | 180 | 100 | 180 | 108 |
| | 大井川南幼稚園 | 210 | 94 | 210 | 93 | 210 | 99 | 210 | 106 | 210 | 93 |
| | 小計 | 1,080 | 499 | 1,080 | 499 | 1,080 | 515 | 1,045 | 540 | 1,010 | 522 |
| 私立 | 焼津幼稚園 | 310 | 224 | 310 | 205 | 310 | 197 | 310 | 179 | 310 | 175 |
| | 新屋幼稚園 | 180 | 64 | 180 | 64 | 180 | 63 | 180 | 53 | 180 | 48 |
| | 西町幼稚園 | 285 | 257 | 285 | 242 | 285 | 240 | 285 | 254 | 285 | 245 |
| | 小川幼稚園 | 250 | 206 | 250 | 220 | 250 | 240 | 250 | 240 | 250 | 236 |
| | みなと幼稚園 | 170 | 125 | 170 | 102 | 170 | 113 | 170 | 98 | 170 | 97 |
| | 弘香幼稚園 | 150 | 30 | 150 | 34 | 150 | 32 | 150 | 32 | 150 | 24 |
| | 暁幼稚園 | 160 | 85 | 160 | 90 | 160 | 99 | 160 | 89 | 160 | 70 |
| | 焼津豊田幼稚園 | 310 | 280 | 310 | 278 | 310 | 266 | 310 | 277 | 310 | 247 |
| | みやじま幼稚園 | 280 | 262 | 280 | 246 | 280 | 240 | 280 | 231 | 280 | 240 |
| | 焼津中央幼稚園 | 240 | 192 | 240 | 179 | 240 | 185 | 240 | 196 | 240 | 222 |
| | まどか幼稚園 | 310 | 232 | 310 | 219 | 310 | 205 | 310 | 199 | 310 | 181 |
| | 三和幼稚園 | 150 | 154 | 150 | 153 | 150 | 171 | 150 | 164 | 180 | 177 |
| | すみれ台幼稚園 | 85 | 75 | 85 | 72 | 85 | 67 | 85 | 70 | 85 | 64 |
| 小計 | 2,880 | 2,186 | 2,880 | 2,104 | 2,880 | 2,118 | 2,880 | 2,082 | 2,910 | 2,026 | |
| 公立・私立合計 | 3,960 | 2,685 | 3,960 | 2,603 | 3,960 | 2,633 | 3,925 | 2,622 | 3,920 | 2,548 | |
| 入園率 | 67.8% | | 65.7% | | 66.5% | | 66.8% | | 65.0% | | |

資料：庁内資料

②小学校の児童数の推移

単位：人

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 公立 | 焼津東小学校 | 416 | 425 | 394 | 374 | 354 |
| | 焼津西小学校 | 863 | 918 | 984 | 988 | 1,005 |
| | 焼津南小学校 | 409 | 388 | 378 | 349 | 316 |
| | 豊田小学校 | 1,157 | 1,126 | 1,102 | 1,047 | 1,062 |
| | 小川小学校 | 825 | 787 | 759 | 744 | 753 |
| | 東益津小学校 | 556 | 563 | 548 | 516 | 475 |
| | 大富小学校 | 878 | 871 | 850 | 828 | 795 |
| | 和田小学校 | 420 | 442 | 422 | 416 | 418 |
| | 港小学校 | 830 | 819 | 814 | 776 | 754 |
| | 黒石小学校 | 575 | 620 | 633 | 616 | 636 |
| | 大井川東小学校 | 396 | 398 | 397 | 396 | 406 |
| | 大井川西小学校 | 401 | 408 | 414 | 418 | 432 |
| | 大井川南小学校 | 522 | 511 | 476 | 455 | 433 |
| | 静岡大学教育学部 附属静岡小学校 | ** | ** | 16 | 14 | 15 |
| | 小計 | 8,248 | 8,276 | 8,187 | 7,937 | 7,854 |
| 私立 | 静岡サレジオ 小学校 | ** | ** | 23 | 24 | 18 |
| | 加藤学園暁秀 初等学校 | ** | ** | 4 | 4 | 2 |
| | 常葉大学教育学部 附属橘小学校 | ** | ** | 5 | 6 | 8 |
| | 東海大学附属 小学校 | ** | ** | 1 | 2 | 2 |
| | 小計 | ** | ** | 33 | 36 | 30 |
| 公立・私立合計 | 8,248 | 8,276 | 8,220 | 7,973 | 7,884 | |

資料：焼津の教育

(3) 地域における子育て支援の基盤整備の状況

① 民生委員・児童委員数、主任児童委員数及び相談件数の推移

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 登録委員数（人） | 236 | 236 | 245 | 245 | 245 |
| 全体相談件数（件） （子どもに関すること） | 3,817 (568) | 4,848 (576) | 4,341 (622) | 4,179 (576) | 4,411 (633) |

資料：庁内資料

② 地域子育て支援拠点の利用者数の推移

単位：人

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------------------------------|-----|--------|--------|--------|---------|--------|
| 子育て支援センター さくら | 子ども | 5,571 | 5,320 | 3,186 | 3,117 | 2,533 |
| | 大人 | 4,587 | 4,407 | 2,868 | 2,804 | 2,290 |
| | 計 | 10,158 | 9,727 | 6,054 | 5,921 | 4,823 |
| 子育て支援センター 子育て広場なかよし | 子ども | 2,968 | 3,053 | 3,352 | 4,043 | 3,296 |
| | 大人 | 2,553 | 2,771 | 3,078 | 3,576 | 2,744 |
| | 計 | 5,521 | 5,824 | 6,430 | 7,619 | 6,040 |
| 子育て支援センター ワン・ツー・スリー 1・2・3 | 子ども | 7,065 | 6,624 | 6,535 | 8,348 | 8,226 |
| | 大人 | 6,433 | 5,848 | 6,243 | 8,039 | 7,362 |
| | 計 | 13,498 | 12,472 | 12,778 | 16,387 | 15,588 |
| 子育て支援センター みなみ | 子ども | 3,944 | 3,442 | 3,675 | 3,810 | 3,796 |
| | 大人 | 3,362 | 3,143 | 3,401 | 3,326 | 3,303 |
| | 計 | 7,306 | 6,585 | 7,076 | 7,136 | 7,099 |
| 子育て支援センター たかくさ | 子ども | 3,937 | 3,865 | 3,199 | 2,904 | 2,036 |
| | 大人 | 3,443 | 3,182 | 2,543 | 2,534 | 1,537 |
| | 計 | 7,380 | 7,047 | 5,742 | 5,438 | 3,573 |
| 子育て支援センター とまとびあ | 子ども | 16,222 | 16,183 | 14,517 | 15,125 | 13,713 |
| | 大人 | 12,720 | 12,591 | 11,909 | 11,863 | 10,878 |
| | 計 | 28,942 | 28,774 | 26,426 | 26,988 | 24,591 |
| 子育てサポートルーム | 子ども | 8,404 | 8,833 | 7,963 | 8,184 | 6,947 |
| | 大人 | 8,105 | 8,331 | 7,345 | 7,780 | 6,593 |
| | 計 | 16,509 | 17,164 | 15,308 | 15,964 | 13,540 |
| 親子ふれあい広場 | 子ども | | | 9,365 | 12,879 | 13,128 |
| | 大人 | | | 7,525 | 10,183 | 10,383 |
| | 計 | | | 16,890 | 23,062 | 23,511 |
| 合 計 | 子ども | 48,111 | 47,320 | 51,792 | 58,410 | 53,675 |
| | 大人 | 41,203 | 40,273 | 44,912 | 50,105 | 45,090 |
| | 計 | 89,314 | 87,593 | 96,704 | 108,515 | 98,765 |

資料：庁内資料

③地域子育て支援拠点における事業の実施状況の推移

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------------------------------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 子育て支援センター さくら | 開催回数 (回) | 32 | 59 | 67 | 69 | 72 |
| | 参加延人数 (人) | 1,222 | 1,014 | 1,654 | 1,769 | 1,448 |
| 子育て支援センター 子育て広場なかよし | 開催回数 (回) | 58 | 61 | 61 | 62 | 50 |
| | 参加延人数 (人) | 886 | 832 | 814 | 894 | 777 |
| 子育て支援センター ワンツースリー 1・2・3 | 開催回数 (回) | 77 | 118 | 144 | 136 | 146 |
| | 参加延人数 (人) | 2,966 | 3,775 | 4,648 | 5,365 | 6,212 |
| 子育て支援センター みなみ | 開催回数 (回) | 52 | 66 | 49 | 55 | 47 |
| | 参加延人数 (人) | 1,380 | 1,577 | 1,023 | 1,078 | 1,157 |
| 子育て支援センター たかくさ | 開催回数 (回) | 67 | 68 | 72 | 67 | 92 |
| | 参加延人数 (人) | 1,493 | 1,483 | 1,315 | 1,384 | 1,311 |
| 子育て支援センター とまとびあ | 開催回数 (回) | 73 | 71 | 89 | 84 | 77 |
| | 参加延人数 (人) | 3,751 | 3,276 | 4,099 | 4,502 | 4,303 |
| 子育てサポートルーム | 開催回数 (回) | 93 | 100 | 99 | 123 | 136 |
| | 参加延人数 (人) | 1,538 | 1,771 | 1,840 | 3,109 | 3,328 |
| 親子ふれあい広場 | 開催回数 (回) | | | 0 | 36 | 36 |
| | 参加延人数 (人) | | | 0 | 2,281 | 2,782 |

資料：庁内資料

④児童館の利用者数の推移（大井川児童センターとまとびあ）

単位：人

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 子ども（満18歳未満の児童） | 11,150 | 9,669 | 10,283 | 11,431 | 10,935 |
| 一般 | 1,158 | 1,339 | 1,556 | 1,759 | 1,868 |
| 合計 | 12,308 | 11,008 | 11,839 | 13,190 | 12,803 |

資料：庁内資料

⑤児童館における事業の実施状況の推移（大井川児童センターとまとぴあ）

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 体験講座 | 実施回数 (回) | 28 | 37 | 26 | 15 | 15 |
| | 参加延人数 (人) | 486 | 560 | 252 | 241 | 304 |
| 季節行事 | 実施回数 (回) | 9 | 11 | 8 | 10 | 9 |
| | 参加延人数 (人) | 467 | 572 | 388 | 555 | 438 |
| 地域交流事業 | 実施回数 (回) | 0 | 1 | 24 | 22 | 11 |
| | 参加延人数 (人) | 0 | 102 | 959 | 390 | 443 |
| クラブ活動 | 実施回数 (回) | 30 | 50 | 50 | 88 | 47 |
| | 参加延人数 (人) | 373 | 590 | 557 | 1,089 | 825 |
| その他 | 実施回数 (回) | 1 | 27 | 20 | 20 | 6 |
| | 参加延人数 (人) | 17 | 695 | 379 | 350 | 143 |

資料：庁内資料

⑥ファミリー・サポート・センター事業の登録会員数の推移

単位：人

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 提供会員数 | 146 | 177 | 143 | 155 | 148 |
| 依頼会員数 | 607 | 631 | 543 | 595 | 634 |
| 両方会員数 | 25 | 31 | 27 | 32 | 33 |

資料：庁内資料

提供会員：育児の援助を行いたい人（市内在住で指定の講習会を受講）

依頼会員：育児の援助を受けたい人（0歳～小学校6年生までの子どもの保護者）

両方会員：提供会員と依頼会員の両方を兼ねる人

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では、次世代計画に基づき、家庭、学校、企業、行政など地域社会の構成員が、常に子どもの幸せを考え、子どもの権利が尊重される社会、子どもたちが心豊かに成長し、明るい笑顔が絶えない社会の実現を目指し、「育てよう！明るい笑顔のやいづっ子」という基本理念の下、子育て支援について総合的かつ計画的に取り組んできました。

子育ては本来、保護者が第一義的な責任の下、子どもに大きな愛情を注ぎ、その成長に感謝しつつ、保護者自身も成長することで、喜びや生きがいを得ることができるものです。こうしたことから、子育て支援とは、保護者に代わり子育てをすることではなく、保護者の子育てに対する負担感や不安感が少しでも軽減され、自覚と責任を持ちながら子育てができ、子育てが楽しめるように環境を整えることであり、「子どもの最善の利益」の実現を第一に考え、全ての子どもの生存と発達を保障するために、子どもや子育て家庭が必要としている支援が適切かつ十分に提供されるよう、子ども・子育て支援を推進していく必要があります。

そのため、本計画においても、「育てよう！明るい笑顔のやいづっ子」を基本理念とし、子ども・子育て支援の充実を目指します。

【計画の基本理念】

育てよう！ 明るい笑顔のやいづっ子

2. 基本方針

基本理念の実現に向けた基本方針は次のとおりです。

方針1 幼児期の学校教育・保育の充実

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるとともに、情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台が育つ極めて重要な時期です。

このため、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかに育つよう、子どもの最善の利益を確保しつつ、父親の育児参加や家庭における生活リズムの見直し、食を通じた健全育成など、「子どもはどのような環境の中で育つべきなのか」という「子育て」の原点に立ち、乳幼児期の子どもの成長を豊かにするための環境整備に取り組んでいきます。

また、学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、保護者から自立する意識や他者に対する理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しく、学校教育による学習とともに、遊戯やレクリエーションを含む様々な体験・交流活動の機会を十分に提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

そのため、乳幼児期においては、しっかりとした親子の愛着形成を基礎とした情緒の安定や、他者への信頼感の向上、他者とのかかわりなど、基本的な生きる力を獲得するため、需要と供給の関係を踏まえ、教育・保育の量の拡充と質の向上に取り組んでいきます。

方針2 子育てを地域全体で支える環境づくり

子どもの成長にとって家庭はかけがえのない場所であり、保護者に子育ての第一義的責任があることはいうまでもありません。子育て支援とは、保護者に代わり子育てをすることではなく、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担感や不安感、孤立感を和らげることを通じて、保護者と子どもが互いに育ちあい、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような環境づくりをしていくことです。

未来の社会を担う子どもたちの成長を地域全体で支え、保護者と子どもが豊かな関係を築きながら成長していくために、地域づくりやまちづくりの中に、子育て支援をしっかりと位置付け、地域の中で重層的な子育て支援ネットワークを構築していく必要があります。こうした取組は、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるだけでなく、地域の支援力を高め、地域全体の活性化にも繋がります。そのため、子ども・子育て支援を量・質ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援への関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たせるよう、学齢期を含めた子育てを地域全体で支える環境づくりに取り組んでいきます。

方針3 配慮が必要な子どもや家庭への支援

地域の人間関係の希薄化や核家族化の進行などから、身近に子育ての悩みや不安を相談できる人がいないなど、子育て家庭が地域で孤立化する傾向がある中で、特に配慮が必要な子どもや家庭への支援が求められています。

増加傾向にあるひとり親家庭については、子どもが保護者からの十分な愛情を感じられ、精神的な孤立や経済的な不自由などを生じさせないことが重要です。そのため、保護者の就労や日常生活を支援し、親子がともに健全な生活を営むことができるよう取り組みます。

また、発達障害を含めた障害のある子どもへの理解は、まだ十分であるとはいえない状況にあります。障害のある子どもの状況は一人ひとり異なるため、その子どもに応じた一貫した支援が必要であり、様々な関係機関の連携が不可欠です。そのため、障害のある子どもの健全な発達を保障し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種機関の連携を図ります。あわせて、就学支援を含めた教育支援体制を整備し、総合的な取組を推進するとともに、育児相談などを通じて家族を支援します。

さらに、児童虐待の認知件数は増加傾向にあることから、子どもの人権を守る取組を充実させていく必要があります。そのため、虐待を起こさせないための保護者への支援や、虐待の早期発見と発見後の安全確保に向けて、関係機関を含めた地域全体での協力体制を整備していきます。

方針4 仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり

子どもの健全育成を考える上では、家族の労働環境を整え、働き方の見直しを進めていくことが重要です。今や女性の労働力は、経済成長や地域産業の活性化に欠かせないことから、幼稚園・保育所などの量及び質を確保し、保育サービスを充実させて、母親の就労を支援していきます。また、家庭においては女性だけが子育てを行うのではなく、男女がともに子育てにかかわっていけるよう、子育てへの男女共同参画の啓発に取り組みます。

一方で、仕事と家庭・子育てのバランスのとれた生活を送ることができる雇用環境の整備を進めていくことが必要となります。このため、働き方の見直しについて広く周知し、意識改革を促すとともに、事業主に対して、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が可能な雇用環境の整備を行うよう啓発していきます。

3. 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を記載します。

(2) 区域設定の考え方

各区域内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各区域の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、中学校区を基本単位に、隣接する複数中学校区の組合せを基本に区域を設定しました。

(3) 本市における教育・保育提供区域

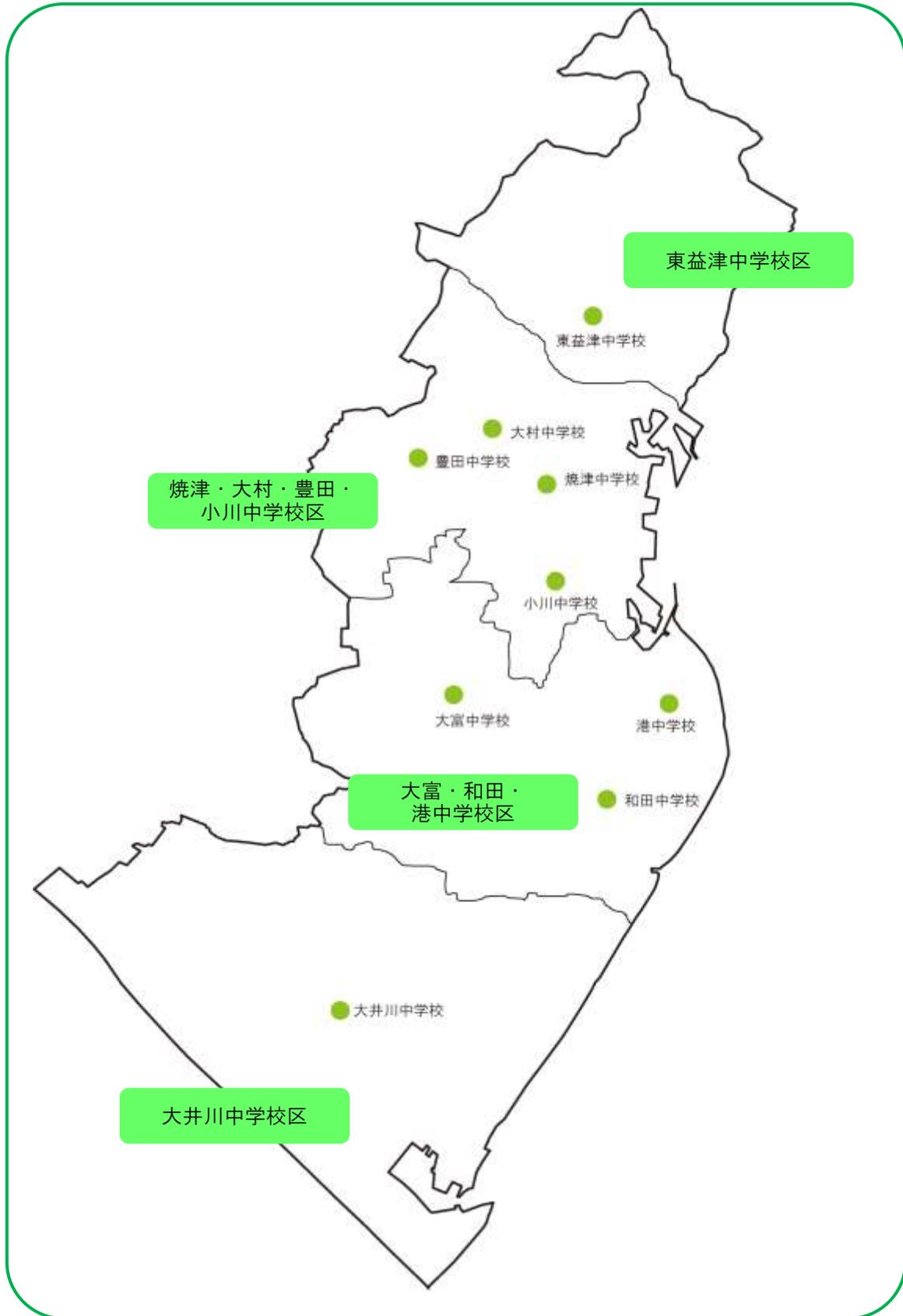
(2)の考え方を踏まえ、本市では教育・保育提供区域（基本型）を、「東益津中学校区」、「焼津・大村・豊田・小川中学校区」、「大富・和田・港中学校区」、「大井川中学校区」の4区域に設定しました。

また、地域子ども・子育て支援事業については、基本型に加え、事業の内容により市域全域としました。

【教育・保育提供区域（基本型）】

| 区域 | 中学校区 |
|-----------------|-----------------------------|
| 東益津中学校区 | 東益津中学校 |
| 焼津・大村・豊田・小川中学校区 | 焼津中学校・大村中学校・ 豊田中学校・小川中学校 |
| 大富・和田・港中学校区 | 大富中学校・和田中学校・港中学校 |
| 大井川中学校区 | 大井川中学校 |

教育・保育提供区域図（基本型）



【地域子ども・子育て支援事業、放課後児童健全育成事業の提供区域】

| 事業 | 区域 | 考え方 |
|------------------------------------|------|--|
| 時間外保育事業 | 基本型 | 利用する教育・保育施設等と同一施設での利用が想定されるため、基本型とします。 |
| 子育て短期支援事業 | 市域全域 | これまでの利用実績や供給体制の状況を踏まえ市内全域とします。 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 市域全域 | これまでの利用実績や供給体制の状況を踏まえ市内全域とします。 |
| 一時預かり事業 | 基本型 | 利用する教育・保育施設等と同一施設での利用が想定されるため、基本型とします。 |
| 病児・病後児保育事業 | 市域全域 | これまでの利用実績や供給体制の状況を踏まえ市内全域とします。 |
| ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) | 市域全域 | これまでの利用実績や供給体制の状況を踏まえ市内全域とします。 |
| 利用者支援事業 | 市域全域 | 供給体制の状況を踏まえ市内全域とします。 |
| 妊婦健康診査 | 市域全域 | これまでの利用実績や供給体制の状況を踏まえ市内全域とします。 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 市域全域 | これまでの利用実績や供給体制の状況を踏まえ市内全域とします。 |
| 養育支援訪問事業 | 市域全域 | 供給体制の状況を踏まえ市内全域とします。 |
| 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 市域全域 | これまでの利用実績や供給体制の状況を踏まえ市内全域とします。 |

4. 子ども数の推計

平成31年までの子ども数の推計結果は次のとおりです。0～5歳、6～11歳ともに子ども数は減少していくものと推計されます。

単位：人

| | 将来推計値 | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|---------------|
| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| 0歳 | 1,055 | 1,038 | 1,018 | 1,003 | <u>950</u> | <u>950</u> |
| 1歳 | 1,189 | 1,053 | 1,036 | 1,015 | <u>948</u> | <u>948</u> |
| 2歳 | 1,203 | 1,186 | 1,051 | 1,034 | 1,013 | <u>946</u> |
| 3歳 | 1,228 | 1,201 | 1,183 | 1,049 | 1,032 | 1,011 |
| 4歳 | 1,293 | 1,225 | 1,199 | 1,181 | 1,047 | 1,030 |
| 5歳 | 1,207 | 1,286 | 1,220 | 1,193 | 1,175 | 1,042 |
| 0～5歳計 | 7,175 | 6,989 | 6,707 | 6,475 | <u>6,165</u> | <u>5,927</u> |
| 6歳 | 1,378 | 1,201 | 1,281 | 1,214 | 1,187 | 1,169 |
| 7歳 | 1,292 | 1,371 | 1,197 | 1,275 | 1,208 | 1,181 |
| 8歳 | 1,227 | 1,285 | 1,364 | 1,192 | 1,269 | 1,203 |
| 9歳 | 1,305 | 1,221 | 1,280 | 1,357 | 1,187 | 1,264 |
| 10歳 | 1,393 | 1,299 | 1,217 | 1,274 | 1,351 | 1,182 |
| 11歳 | 1,388 | 1,387 | 1,293 | 1,212 | 1,268 | 1,345 |
| 6～11歳計 | 7,983 | 7,764 | 7,632 | 7,524 | 7,470 | 7,344 |
| 0～11歳計 | 15,158 | 14,753 | 14,339 | 13,999 | <u>13,635</u> | <u>13,271</u> |

※推計方法 コーホート要因法

区域別の推計値は以下のとおりとなっています。

単位：人

| 区域 | 年齢 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-----------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 東益津中学校区 | 0歳 | 63 | 61 | 61 | 59 | 54 | 54 |
| | 1歳 | 71 | 63 | 61 | 60 | 54 | 54 |
| | 2歳 | 80 | 71 | 63 | 61 | 60 | 54 |
| | 3歳 | 69 | 80 | 71 | 63 | 61 | 60 |
| | 4歳 | 76 | 69 | 80 | 71 | 63 | 61 |
| | 5歳 | 65 | 76 | 69 | 80 | 71 | 63 |
| | 6歳 | 81 | 65 | 76 | 69 | 80 | 71 |
| | 7歳 | 83 | 81 | 65 | 76 | 69 | 80 |
| | 8歳 | 74 | 83 | 81 | 65 | 76 | 69 |
| | 9歳 | 76 | 74 | 83 | 81 | 65 | 76 |
| | 10歳 | 102 | 76 | 74 | 83 | 81 | 65 |
| 11歳 | 76 | 102 | 76 | 74 | 83 | 81 | |
| 焼津・大村・豊田・小川中学校区 | 0歳 | 562 | 556 | 546 | 541 | 516 | 516 |
| | 1歳 | 613 | 560 | 554 | 544 | 515 | 515 |
| | 2歳 | 618 | 611 | 558 | 552 | 542 | 514 |
| | 3歳 | 603 | 616 | 609 | 556 | 550 | 540 |
| | 4歳 | 620 | 601 | 614 | 607 | 554 | 548 |
| | 5歳 | 608 | 617 | 598 | 611 | 603 | 551 |
| | 6歳 | 624 | 605 | 614 | 595 | 608 | 599 |
| | 7歳 | 603 | 621 | 602 | 611 | 592 | 605 |
| | 8歳 | 580 | 600 | 618 | 599 | 608 | 589 |
| | 9歳 | 602 | 577 | 597 | 615 | 596 | 605 |
| | 10歳 | 615 | 599 | 574 | 594 | 612 | 593 |
| 11歳 | 630 | 612 | 596 | 571 | 591 | 609 | |
| 大富・和田・港中学校区 | 0歳 | 298 | 292 | 285 | 280 | 266 | 266 |
| | 1歳 | 342 | 298 | 292 | 285 | 265 | 265 |
| | 2歳 | 337 | 341 | 298 | 292 | 285 | 265 |
| | 3歳 | 368 | 337 | 340 | 298 | 292 | 285 |
| | 4歳 | 383 | 367 | 337 | 340 | 298 | 292 |
| | 5歳 | 349 | 380 | 366 | 335 | 339 | 297 |
| | 6歳 | 449 | 347 | 379 | 364 | 333 | 338 |
| | 7歳 | 395 | 446 | 347 | 377 | 362 | 331 |
| | 8歳 | 371 | 392 | 443 | 346 | 375 | 361 |
| | 9歳 | 419 | 369 | 391 | 440 | 345 | 374 |
| | 10歳 | 459 | 417 | 369 | 389 | 438 | 344 |
| 11歳 | 457 | 457 | 415 | 368 | 387 | 436 | |
| 大井川中学校区 | 0歳 | 132 | 129 | 126 | 123 | 114 | 114 |
| | 1歳 | 163 | 132 | 129 | 126 | 114 | 114 |
| | 2歳 | 168 | 163 | 132 | 129 | 126 | 113 |
| | 3歳 | 188 | 168 | 163 | 132 | 129 | 126 |
| | 4歳 | 214 | 188 | 168 | 163 | 132 | 129 |
| | 5歳 | 185 | 213 | 187 | 167 | 162 | 131 |
| | 6歳 | 224 | 184 | 212 | 186 | 166 | 161 |
| | 7歳 | 211 | 223 | 183 | 211 | 185 | 165 |
| | 8歳 | 202 | 210 | 222 | 182 | 210 | 184 |
| | 9歳 | 208 | 201 | 209 | 221 | 181 | 209 |
| | 10歳 | 217 | 207 | 200 | 208 | 220 | 180 |
| 11歳 | 225 | 216 | 206 | 199 | 207 | 219 | |

※推計方法 コーホート要因法

5. 施策の体系

基本理念

育てよう！ 明るい笑顔のやいづっ子

基本方針

- 方針1 幼児期の学校教育・保育の充実
- 方針2 子育てを地域全体で支える環境づくり
- 方針3 配慮が必要な子どもや家庭への支援
- 方針4 仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり

推進施策・小施策

第1節 幼児期の学校教育・保育の充実

1. 施設型給付の充実
2. 地域型保育給付の充実
3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び質の向上

第2節 子育てを地域全体で支える環境づくり

1. 地域子ども・子育て支援事業の充実
2. 放課後児童対策の充実
3. 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実
4. 地域子育て支援体制の充実
5. 地域や家庭での教育力の向上
6. 情報提供・相談体制の充実

第3節 配慮が必要な子どもや家庭への支援

1. ひとり親家庭の自立支援
2. 障害児施策の充実
3. 児童虐待防止対策の充実

第4節 仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり

1. 子育てしやすい就労環境の推進
2. 仕事と子育ての両立の推進

第4章 推進施策

(量の見込みと確保の方策)

第1節 幼児期の学校教育・保育の充実

● 量の見込みと確保の方策の考え方

教育・保育施設の利用状況、ニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとにバランスのとれた教育・保育事業の提供が行えるよう、未就学児童数の推移、教育・保育施設の配置状況、地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員数を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

● 共通の給付制度の創設

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等に対する財政支援の仕組みを共通化します。そして、この共通の給付制度により、利用者は多様な施設や事業の中から選択できるようになります。

・「施設型給付」とは

幼保間の公平性・整合性の確保を図ることを目的に、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設を対象とした共通の給付で、以下の認定区分が設けられています。

| 認定区分 | | 給付の内容 | 利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業 |
|------|---|-----------------|---------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号認定以外のもの | 教育標準時間 | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由において必要な保育を受けることが困難であるもの | 保育短時間 保育標準時間 | 保育所 認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由において必要な保育を受けることが困難であるもの | 保育短時間 保育標準時間 | 保育所 認定こども園 地域型保育事業等 |

・「地域型保育給付」とは

市町村が認可する小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業等の地域型保育事業を対象とした給付

1. 施設型給付の充実

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、施設型給付による確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定子ども及び2号認定子どものうち幼児期の学校教育の利用希望が強い子ども

【事業内容】

幼稚園、認定こども園において、教育ニーズが高い認定区分の子どもの保育を行う事業

現状と課題

3歳児以上の子どもを対象とした教育施設として、公立8園・私立13園の幼稚園において幼児教育を実施しており、公立・私立幼稚園の利用を希望する子どもに対しての受入れについては、問題なく受入れがなされている状況にあります。

確保の方策

幼稚園においては、1号認定子ども及び2号認定子どものうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い子どもについて、一部区域では量の見込みに対して不足が生じますが、通園バスを利用することで隣接する区域の幼稚園利用も想定されるため、現存する幼稚園において対応が可能と考えられます。

【量の見込みと確保の内容】

(注) 平成25年度の量の見込みは実入所者数、確保の内容は定員数

平成27年度～平成29年度における確保の内容

- ・特定教育・保育施設（公立幼稚園）は、平成26年5月現在の実入所者数×1.2により算定
- ・確認を受けない教育・保育施設（私立幼稚園）は、平成26年5月現在の定員数により算定

平成30年度～平成31年度における量の見込みの内容

- ・平成29年5月の実入所者数が3歳から5歳の人口に占める割合を推計人口に乗じた数値に広域入所児童見込み数を加えて算定

平成30年度～平成31年度における確保の内容

- ・特定教育・保育施設（公立幼稚園）は、平成29年4月現在の定員数により算定
- ・確認を受けない教育・保育施設（私立幼稚園）は、各年度における見込み定員数に

より算定

●市域全域

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------|
| ①量の見込み | 2,548 | 2,664 | 2,589 | 2,460 | <u>2,039</u> | <u>1,933</u> |
| ②確保の内容 (幼稚園・認定こども園) | 3,775 (21園) | <u>3,280</u> (19園) | <u>3,280</u> (19園) | <u>3,280</u> (19園) | <u>3,220</u> (19園) | <u>3,190</u> <u>(18園)</u> |
| 差(②-①) | 1,227 | <u>616</u> | <u>691</u> | <u>820</u> | <u>1,181</u> | <u>1,257</u> |

①東益津中学校区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------------|--------------------------|
| ①量の見込み | 50 | 172 | 169 | 163 | <u>122</u> | <u>115</u> |
| ②確保の内容 (幼稚園・認定こども園) | 230 (2園) | 150 (2園) | 150 (2園) | 150 (2園) | <u>90</u> (2園) | <u>60</u> <u>(1園)</u> |
| 差(②-①) | 180 | ▲22 | ▲19 | ▲13 | ▲ <u>32</u> | ▲ <u>55</u> |

②焼津・大村・豊田・小川中学校区

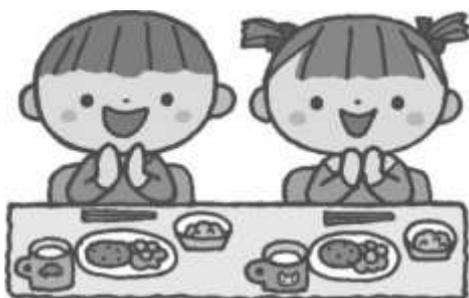
| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------------|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ①量の見込み | 1,648 | 1,321 | 1,305 | 1,262 | <u>1,070</u> | <u>1,028</u> |
| ②確保の内容 (幼稚園・認定こども園) | 2,255 (10園) | 2,095 (9園) | 2,095 (9園) | 2,095 (9園) | 2,095 (9園) | 2,095 (9園) |
| 差(②-①) | 607 | 774 | 790 | 833 | <u>1,025</u> | <u>1,067</u> |

③大富・和田・港中学校区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| ①量の見込み | 508 | 762 | 735 | 689 | <u>582</u> | <u>548</u> |
| ②確保の内容 (幼稚園・認定こども園) | 700 (5園) | <u>645</u> (4園) | <u>645</u> (4園) | <u>645</u> (4園) | <u>645</u> (4園) | <u>645</u> (4園) |
| 差(②-①) | 192 | ▲ <u>117</u> | ▲ <u>90</u> | ▲ <u>44</u> | <u>63</u> | <u>97</u> |

④大井川中学校区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ①量の見込み | 342 | 409 | 380 | 346 | <u>265</u> | <u>242</u> |
| ②確保の内容 (幼稚園・認定こども園) | 590 (4園) | 390 (4園) | 390 (4園) | 390 (4園) | 390 (4園) | 390 (4園) |
| 差(②-①) | 248 | ▲19 | 10 | 44 | <u>125</u> | <u>148</u> |



(2) 2号認定子どものうち幼児期の学校教育よりも保育の利用希望が強い子ども

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズが高い認定区分の子どもを、保育所又は認定こども園において保育する事業

現状と課題

保護者の就労等の事由により、保育を必要とする子どもが増加傾向にあります。これに対応するため、認可保育所及び認可外保育施設等において保育を実施しています。

本市には認可保育所が13園ありますが、認可保育所に入所できないため、認可外保育施設等を利用して保育を受ける子どもがいる状況にあります。

確保の方策

特定教育・保育施設である認可保育所の施設整備の実施により、定員増を図るとともに、引き続き認可外保育施設を活用し、保育必要量の確保を行います。

あわせて、保育の質の向上推進のため、教育・保育の一体的な提供を行う認定こども園の創設や、認可外保育施設の認可化移行について検討を行っていきます。

【量の見込みと確保の内容】

(注) 平成25年度における量の見込みは実入所者数、確保の内容は定員数

平成27年度～平成29年度における確保の内容

- ・ 特定教育・保育施設（認可保育所）は、各年度における見込み定員数により算定
- ・ 認可外保育施設は、平成25年10月の実入所者数に基づき算定

平成30年度～平成31年度における量の見込みの内容

- ・ 平成30年1月の実入所者数が3歳～5歳の人口に占める割合に増加率を加味し、各年の推計人口に乗じて算定

平成30年度～平成31年度における確保の内容

- ・ 特定教育・保育施設（認可保育所）及び認可外保育施設は、各年度における見込み定員数により算定

●市域全域

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|---------------------------|--------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------|-----------------------|
| ①量の見込み | | 984 | 979 | 950 | 904 | <u>1,079</u> | <u>1,075</u> |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 979 (13園) | 972 (13園) | 974 (13園) | 974 (13園) | <u>972</u> (13園) | <u>972</u> (13園) |
| | 認可外保育施設 | 115 (7園) | 115 (7園) | 115 (7園) | 115 (7園) | <u>91</u> (6園) | <u>64</u> (5園) |
| | 幼稚園預かり保育 | | | | | <u>37</u> | <u>83</u> |
| | 小計 | 1,094 (20園) | 1,087 (20園) | 1,089 (20園) | 1,089 (20園) | <u>1,100</u> (19園) | <u>1,119</u> (18園) |
| 差(②-①) | | 110 | 108 | 139 | 185 | <u>21</u> | <u>44</u> |

①東益津中学校区

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|---------------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | | 59 | 54 | 53 | 51 | <u>65</u> | <u>64</u> |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 58 (1園) | 58 (1園) | 58 (1園) | 58 (1園) | 58 (1園) | 58 (1園) |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 58 (1園) | 58 (1園) | 58 (1園) | 58 (1園) | 58 (1園) | 58 (1園) |
| 差(②-①) | | ▲1 | 4 | 5 | 7 | <u>▲7</u> | <u>▲6</u> |

②焼津・大村・豊田・小川中学校区

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|---------------------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|---------------------|
| ①量の見込み | | 439 | 503 | 498 | 485 | <u>566</u> | <u>571</u> |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 447 (6園) | 440 (6園) | 442 (6園) | 442 (6園) | <u>440</u> (6園) | <u>440</u> (6園) |
| | 認可外保育施設 | 92 (6園) | 92 (6園) | 92 (6園) | 92 (6園) | <u>62</u> (4園) | <u>62</u> (4園) |
| | 幼稚園預かり保育 | | | | | <u>37</u> | <u>83</u> |
| | 小計 | 539 (12園) | 532 (12園) | 534 (12園) | 534 (12園) | <u>539</u> (10園) | <u>585</u> (10園) |
| 差(②-①) | | 100 | 29 | 36 | 49 | <u>▲27</u> | <u>14</u> |

*平成26年度 なかよし保育園 10人定員減(3~5歳児の定員変更)

平成27年度 ふたば保育園 3人定員増を計画

(削除)

③大富・和田・港中学校区

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|---------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|--------------------|--------------------|
| ①量の見込み | | 302 | 310 | 298 | 278 | <u>308</u> | <u>305</u> |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 294 (5園) | 294 (5園) | 294 (5園) | 294 (5園) | 294 (5園) | 294 (5園) |
| | 認可外保育施設 | 23 (1園) | 23 (1園) | 23 (1園) | 23 (1園) | <u>27</u> (1園) | <u>0</u> (0園) |
| | 小計 | 317 (6園) | 317 (6園) | 317 (6園) | 317 (6園) | <u>321</u> (6園) | <u>294</u> (5園) |
| 差(②-①) | | 15 | 7 | 19 | 39 | <u>13</u> | <u>▲11</u> |

④大井川中学校区

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|---------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|--------------------|--------------------|
| ①量の見込み | | 184 | 112 | 101 | 90 | <u>140</u> | <u>135</u> |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 180 (1園) | 180 (1園) | 180 (1園) | 180 (1園) | 180 (1園) | 180 (1園) |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | <u>2</u> (1園) | <u>2</u> (1園) |
| | 小計 | 180 (1園) | 180 (1園) | 180 (1園) | 180 (1園) | <u>182</u> (2園) | <u>182</u> (2園) |
| 差(②-①) | | <u>▲4</u> | 68 | 79 | 90 | <u>42</u> | <u>47</u> |



(3) 3号認定子ども

【事業内容】

保育の必要性がある、満3歳未満の子どもを保育所、認定こども園等において保育する事業

現状と課題

保護者の就労等の事由により、保育を必要とする子どもが増加傾向にあり、くわえて育児休業期間終了による満3歳未満の子どもの入所申込みも多く、これに対応するため、認可保育所、認可外保育施設等にて保育を実施しています。

本市には認可保育所が13園ありますが、認可保育所に入所できないため、認可外保育施設等を利用して保育を受ける子どもがいる状況にあります。

確保の方策

特定教育・保育施設である認可保育所の施設整備の実施により、定員増を図るとともに、認可外保育施設の活用、満3歳未満の子どもを対象とする地域型保育事業等の実施により、保育必要量の確保を行います。

あわせて、保育の質の向上推進のため、教育・保育の一体的な提供を行う認定こども園の創設や、認可外保育施設の認可化移行について検討を行っていきます。

【量の見込みと確保の内容】

(注) 平成25年度における量の見込みは実入所者数、確保の内容は定員数

平成27年度～平成29年度における確保の内容

- ・ 特定教育・保育施設（認可保育所）は、各年度における見込み定員数により算定
- ・ 地域型保育事業は、小規模保育事業1園あたりの定員を19人、事業所内保育事業1園あたりの定員を40人として算定
- ・ 認可外保育施設は、平成25年10月の実入所者数に基づき算定

平成30年度～平成31年度における量の見込みの内容

- ・ 平成30年1月の実入所者数が0歳、1、2歳人口それぞれに占める割合に増加率を加味し、各年の推計人口に乗じて算定

平成30年度～平成31年度における確保の内容

- ・ 特定教育・保育施設（認可保育所）、地域型保育事業及び企業主導型保育事業地域枠を含む認可外保育施設は各年度における見込み定員数により算定

<満3歳未満の子ども>

●市域全域

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------|---------------------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|-----------------------|
| ①量の見込み | | 861 | 925 | 874 | 859 | <u>1,079</u> | <u>1,042</u> |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 601 (13園) | 648 (13園) | 666 (13園) | 666 (13園) | <u>668</u> (13園) | <u>668</u> (13園) |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 95 (5園) | 135 (6園) | <u>233</u> (13園) | <u>281</u> (16園) |
| | 認可外保育施設 | 153 (8園) | 153 (8園) | 153 (8園) | 153 (8園) | <u>116</u> (10園) | <u>113</u> (11園) |
| | 小計 | 754 (21園) | 801 (21園) | 914 (26園) | 954 (27園) | <u>1,017</u> (36園) | <u>1,062</u> (40園) |
| 差(②-①) | | ▲107 | ▲124 | 40 | 95 | ▲ <u>62</u> | <u>20</u> |
| 保育利用率* (%) | | | 24.4 | 29.4 | 31.3 | <u>34.9</u> | <u>37.3</u> |

*保育利用率… 0～2歳児の全体数に占める確保率

①東益津中学校区

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|----------|---------------------------|--------------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| ①量の見込み | | 43 | 36 | 34 | 33 | <u>62</u> | <u>60</u> |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 32 (1園) | 32 (1園) | 32 (1園) | 32 (1園) | 32 (1園) | 32 (1園) |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 32 (1園) | 32 (1園) | 32 (1園) | 32 (1園) | 32 (1園) | 32 (1園) |
| 差(②-①) | | ▲11 | ▲4 | ▲2 | ▲1 | ▲ <u>30</u> | ▲ <u>28</u> |
| 保育利用率(%) | | | 16.4 | 17.3 | 17.8 | <u>19.0</u> | <u>19.8</u> |

②焼津・大村・豊田・小川中学校区

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|----------|---------------------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|----------------------------|----------------------------|
| ①量の見込み | | 462 | 479 | 459 | 453 | <u>582</u> | <u>564</u> |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 273 (6園) | 320 (6園) | 338 (6園) | 338 (6園) | <u>340</u> (6園) | <u>340</u> (6園) |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 57 (3園) | 57 (3園) | <u>197</u> <u>(11園)</u> | <u>215</u> <u>(12園)</u> |
| | 認可外保育施設 | 117 (6園) | 117 (6園) | 117 (6園) | 117 (6園) | <u>69</u> (6園) | <u>69</u> (6園) |
| | 小計 | 390 (12園) | 437 (12園) | 512 (15園) | 512 (15園) | <u>606</u> <u>(23園)</u> | <u>624</u> <u>(24園)</u> |
| 差(②-①) | | ▲72 | ▲42 | 53 | 59 | <u>24</u> | <u>60</u> |
| 保育利用率(%) | | | 25.3 | 30.9 | 31.3 | <u>38.5</u> | <u>40.4</u> |

*平成26年度 なかよし保育園 20人定員増(乳幼児の定員増及び定員変更)
 平成27年度 ふたば保育園 27人定員増を計画
 平成28年度 ゆりかご保育所 20人定員増を計画

③大富・和田・港中学校区

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|----------|---------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------|----------------------------|
| ①量の見込み | | 244 | 316 | 296 | 289 | <u>303</u> | <u>293</u> |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 176 (5園) | 176 (5園) | 176 (5園) | 176 (5園) | 176 (5園) | 176 (5園) |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 38 (2園) | 78 (3園) | <u>36</u> <u>(2園)</u> | <u>66</u> <u>(4園)</u> |
| | 認可外保育施設 | 27 (1園) | 27 (1園) | 27 (1園) | 27 (1園) | <u>33</u> <u>(2園)</u> | <u>30</u> <u>(3園)</u> |
| | 小計 | 203 (6園) | 203 (6園) | 241 (8園) | 281 (9園) | <u>245</u> (9園) | <u>272</u> <u>(12園)</u> |
| 差(②-①) | | ▲41 | ▲113 | ▲55 | ▲8 | <u>▲58</u> | <u>▲21</u> |
| 保育利用率(%) | | | 21.8 | 27.5 | 32.8 | <u>30.0</u> | <u>34.2</u> |

④大井川中学校区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | |
|----------|---------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------------------|---------------------------|
| ①量の見込み | 112 | 94 | 85 | 84 | <u>132</u> | <u>125</u> | |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 120 (1園) | 120 (1園) | 120 (1園) | 120 (1園) | 120 (1園) | |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 認可外保育施設 | 9 (1園) | 9 (1園) | 9 (1園) | 9 (1園) | <u>14</u> <u>(2園)</u> | <u>14</u> <u>(2園)</u> |
| | 小計 | 129 (2園) | 129 (2園) | 129 (2園) | 129 (2園) | <u>134</u> <u>(3園)</u> | <u>134</u> <u>(3園)</u> |
| 差(②-①) | 17 | 35 | 44 | 45 | <u>2</u> | <u>9</u> | |
| 保育利用率(%) | | 30.4 | 33.3 | 34.1 | <u>37.9</u> | <u>39.3</u> | |



<0歳児>

●市域全域

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|---------------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | | 191 | 219 | 215 | 212 | 262 | 253 |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 159 | 134 | 140 | 140 | 142 | 142 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 15 | 24 | 70 | 82 |
| | 認可外保育施設 | 32 | 23 | 23 | 23 | 26 | 29 |
| | 小計 | 191 | 157 | 178 | 187 | 238 | 253 |
| 差(②-①) | | 0 | ▲62 | ▲37 | ▲25 | ▲24 | 0 |

①東益津中学校区

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|---------------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | | 9 | 12 | 12 | 12 | 15 | 15 |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 9 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 9 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 差(②-①) | | 0 | ▲5 | ▲5 | ▲5 | ▲8 | ▲8 |

②焼津・大村・豊田・小川中学校区

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|---------------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | | 106 | 113 | 111 | 110 | 142 | 137 |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 80 | 72 | 78 | 78 | 80 | 80 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 9 | 9 | 58 | 64 |
| | 認可外保育施設 | 26 | 19 | 19 | 19 | 15 | 15 |
| | 小計 | 106 | 91 | 106 | 106 | 153 | 159 |
| 差(②-①) | | 0 | ▲22 | ▲5 | ▲4 | 11 | 22 |

③大富・和田・港中学校区

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|---------------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | | 57 | 68 | 67 | 65 | <u>73</u> | <u>71</u> |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 52 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 6 | 15 | <u>12</u> | <u>18</u> |
| | 認可外保育施設 | 5 | 3 | 3 | 3 | <u>7</u> | <u>10</u> |
| | 小計 | 57 | 38 | 44 | 53 | <u>54</u> | <u>63</u> |
| 差(②-①) | | 0 | ▲30 | ▲23 | ▲12 | ▲19 | ▲8 |

④大井川中学校区

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|---------------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | | 19 | 26 | 25 | 25 | <u>32</u> | <u>30</u> |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 18 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認可外保育施設 | 1 | 1 | 1 | 1 | <u>4</u> | <u>4</u> |
| | 小計 | 19 | 21 | 21 | 21 | <u>24</u> | <u>24</u> |
| 差(②-①) | | 0 | ▲5 | ▲4 | ▲4 | ▲8 | ▲6 |



<1・2歳児>

●市域全域

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|---------------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | | 670 | 706 | 659 | 647 | 817 | 789 |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 551 | 514 | 526 | 526 | 526 | 526 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 80 | 111 | 163 | 199 |
| | 認可外保育施設 | 119 | 130 | 130 | 130 | 90 | 84 |
| | 小計 | 670 | 644 | 736 | 767 | 779 | 809 |
| 差(②-①) | | 0 | ▲62 | 77 | 120 | ▲38 | 20 |

①東益津中学校区

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|---------------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | | 34 | 24 | 22 | 21 | 47 | 45 |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 34 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 34 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 差(②-①) | | 0 | 1 | 3 | 4 | ▲22 | ▲20 |

②焼津・大村・豊田・小川中学校区

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|---------------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | | 356 | 366 | 348 | 343 | 440 | 427 |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 265 | 248 | 260 | 260 | 260 | 260 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 48 | 48 | 139 | 151 |
| | 認可外保育施設 | 91 | 98 | 98 | 98 | 54 | 54 |
| | 小計 | 356 | 346 | 406 | 406 | 453 | 465 |
| 差(②-①) | | 0 | ▲20 | 58 | 63 | 13 | 38 |

③大富・和田・港中学校区

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|---------------------------|--------------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| ①量の見込み | | 187 | 248 | 229 | 224 | <u>230</u> | <u>222</u> |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 167 | 141 | 141 | 141 | 141 | 141 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 32 | 63 | <u>24</u> | <u>48</u> |
| | 認可外保育施設 | 20 | 24 | 24 | 24 | <u>26</u> | <u>20</u> |
| | 小計 | 187 | 165 | 197 | 228 | <u>191</u> | <u>209</u> |
| 差(②-①) | | 0 | ▲83 | ▲32 | 4 | ▲ <u>39</u> | ▲ <u>13</u> |

④大井川中学校区

| (単位：人) | | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|---------------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | | 93 | 68 | 60 | 59 | <u>100</u> | <u>95</u> |
| ②確保の内容 | 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) | 85 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認可外保育施設 | 8 | 8 | 8 | 8 | <u>10</u> | <u>10</u> |
| | 小計 | 93 | 108 | 108 | 108 | <u>110</u> | <u>110</u> |
| 差(②-①) | | 0 | 40 | 48 | 49 | <u>10</u> | <u>15</u> |



2. 地域型保育給付の充実

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域型保育給付による確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 地域型保育事業

【事業内容】

原則として、0～2歳児を対象とし、定員19人以下の施設において保育を行う事業

現状と課題

本市では、地域型保育事業に位置付けられる小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業の実施はありません。

地域型保育事業に対する保育の需要及び事業者からの申請を受けて、市が定める運営基準に基づいて事業認可を行い、保育を実施していくこととなります。

事業の実施にあたっては、保育の質が低下することがないように、市が監督及び指導を行っていく必要があります。

確保の方策

今後の保育需要の拡大と、地域型保育事業の実施を希望する事業者からの申請に基づき、運営基準に適合する事業者の認可を行い、需要に対する供給体制の確保に努めていきます。

●市域全域

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|-------------|----------------------------|----------------------------|
| ①量の見込み | 0 | 0 | 95 | 135 | <u>233</u> | <u>281</u> |
| ②確保の内容 | 0 | 0 | 95 (5園) | 135 (6園) | <u>233</u> <u>(13園)</u> | <u>281</u> <u>(16園)</u> |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び質の向上

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要なものであり、その後の学校教育の基盤を培う上でも大変重要なものであります。

質の高い幼児期の学校教育・保育をバランスよく平等に提供するために、幼稚園・保育所がそれぞれの枠にとらわれず、幼児教育の視点において連携し、教育・保育の充実に向け、積極的に取り組んでいくとともに、教育・保育を一体的に提供していく体制を検討する必要があります。

現状と課題

本市の子どもたちの多くは喜んで幼稚園や保育所に通い、元気よく遊んでいます。一方、基本的な生活習慣や態度の獲得が遅れていること、他者とのかかわりが苦手であること等の課題が指摘されています。

同時に、指導者の資質向上や家庭や地域の教育力の向上、健やかな心身を育むための環境整備、義務教育への接続を目指した小学校との連携等が喫緊の課題としてあがっています。

確保の方策

(1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行について

認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能と特長を併せ持ち、地域の子育て支援の場としての機能も備えています。また、保護者の就労状況にかかわらず利用できるといった利点もあります。

将来的には、認定こども園の普及を図り、保護者が、就労の有無にかかわらず施設を自由に選択できる環境となることが望ましいと考えます。

本市には認定こども園はありませんが、今後は認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、それぞれの地域の実情を踏まえ、希望する移行類型等についての助言を行い、施設の円滑な移行を促進していきます。

(2) 質の高い教育・保育の提供の必要性に係る基本的な考え方

幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、子どもの育ちを大切にする教育・保育を実践し、焼津市幼児教育の重点である「豊かな心を持ち、自ら生き生きと活動する子どもの育成」を目指します。

重点の具現に向け、公立・私立幼稚園及び保育所が協同で研修を進める体制を整え、焼津市に育つ子どもたちに、平等に質の高い幼児期の学校教育・保育を提供するとともに、幼稚園・保育所の組織体制や職員数等を見直すことで、教育・保育力の充実を図ります。

(3) 質の高い教育・保育の提供の推進方策

幼稚園及び保育所は、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障するため、幼稚園教諭及び保育士による合同研修や人事交流を推進し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

市では、幼稚園教諭及び保育士一人ひとりの資質・能力の向上を目指すための施策を積極的に展開します。市主催の研修会の開催や指導主事の指導助言等により、各園の職員研修を推進し、教育・保育専門職としての資質・能力の向上を図ります。

それぞれの園の特長を生かした園づくり、園運営を行うとともに、保護者や地域住民が園の経営理念や教育方法について理解し、連携・協力して教育に取り組むことができるよう、開かれた園を目指します。

さらに、支援を必要とする子どもの集団活動の中での自立を目指し、指導者を対象とした研修会を開催して発達障害についての理解を深め、支援方法等のスキルアップを図っていきます。また、焼津市障害者計画等との整合や他機関との連携を図り、ニーズに応じた支援を提供していきます。

(4) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方、推進方策

全ての子どもたちの健やかな育ちを等しく保障するために、全ての子育て家庭に対し、それぞれのニーズに応じた子ども・子育て支援給付を行い、地域子ども・子育て支援事業を実施するとともに、地域全体で子育てを支える体制を整え、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を行っていきます。

子育てに対する負担や不安の緩和と解消を目指し、喜びを感じながら安心して子育てを行えるよう、保護者同士の交流の場づくりや子育て相談などの支援を行っていきます。

また、保育時間や内容の拡充を図ることで、保護者の子育てと就労の両立を支援していきます。

在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、必要とするサービスの情報提供や利用者相談等を行い、多様かつ総合的な子育て支援を行っていきます。

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携について

教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携を図るために連絡会を開催し、情報提供及び共有することで協力体制を構築していきます。

(6) 幼稚園・保育所と小学校との連携について

幼児期の学校教育は「生きる力」の基礎や、その後の学校教育の基盤を培う上で非常に重要です。幼稚園及び保育所は幼児期の学校教育・保育の充実を図るとともに、小学校と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めていく必要があります。幼保小合同研修会や連絡会等により、目指す子どもの姿や教育内容の相互理解を深め、「乳幼児期に育てたい力」を踏まえた幼児期の学校教育・保育の実践に努めていきます。

第2節 子育てを地域全体で考える環境づくり

1. 地域子ども・子育て支援事業の充実

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 時間外保育事業

【事業内容】

保育所において、通常の保育時間を超えて保育を行う事業

現状と課題

保護者の就労形態の多様化等に伴い、保育所の通常保育時間を超え、11時間以上の保育所開所を行う時間外保育事業を、公立・私立の認可保育所13園において実施していません。

時間外保育事業を必要とする子どもに対して、対応が図られています。

確保の方策

計画期間内における需要には対応が可能ですが、今後、時間外保育事業に対する需要の拡大があった場合には、事業に従事する保育士を増員して配置する等により、対応を図っていきます。

【量の見込みと確保の内容】

●市域全域

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ①量の見込み | 384 | 699 | 671 | 648 | 364 | 364 |
| ②確保の内容 | 384 (13園) | 699 (13園) | 671 (13園) | 648 (13園) | 581 (13園) | 581 (13園) |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 217 | 217 |

①東益津中学校区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 36 | 32 | 31 | 30 | <u>22</u> | <u>22</u> |
| ②確保の内容 | 36 (1園) | 32 (1園) | 31 (1園) | 30 (1園) | <u>35</u> (1園) | <u>35</u> (1園) |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | <u>13</u> | <u>13</u> |

②焼津・大村・豊田・小川中学校区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|-------------|-------------|-------------|--------------------|--------------------|
| ①量の見込み | 199 | 332 | 324 | 318 | <u>193</u> | <u>197</u> |
| ②確保の内容 | 199 (6園) | 332 (6園) | 324 (6園) | 318 (6園) | <u>308</u> (6園) | <u>314</u> (6園) |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | <u>115</u> | <u>117</u> |

③大富・和田・港中学校区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|-------------|-------------|-------------|--------------------|--------------------|
| ①量の見込み | 124 | 255 | 243 | 232 | <u>102</u> | <u>101</u> |
| ②確保の内容 | 124 (5園) | 255 (5園) | 243 (5園) | 232 (5園) | <u>163</u> (5園) | <u>162</u> (5園) |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | <u>61</u> | <u>61</u> |

④大井川中学校区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 25 | 80 | 73 | 68 | <u>47</u> | <u>44</u> |
| ②確保の内容 | 25 (1園) | 80 (1園) | 73 (1園) | 68 (1園) | <u>75</u> (1園) | <u>70</u> (1園) |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | <u>28</u> | <u>26</u> |

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者が、疾病や疲労などの身体上又は精神上、環境上、経済上等の理由により、家庭における子どもの養育が困難となった場合に、市が児童養護施設などに委託し、一時的に養育・保護を行う事業

現状と課題

本市には児童養護施設が1か所あることから、平成26年12月から支援者のいない家庭や、経済的な理由で託児を依頼することができない家庭、保護者の支援を始めました。

確保の方策

ひとり親家庭の増加に伴い事業の利用希望が増え、短期受入施設の不足が予想されることから、短期の受入れが可能な児童養護施設等の確保に努めます。

【量の見込みと確保の内容】

●市域全域

| (単位：人日) | 平成25年度 (実績) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ①量の見込み | | 63 (1か所) | 63 (1か所) | 63 (1か所) | 63 (1か所) | 63 (1か所) |
| ②確保の内容 | | 63 (1か所) | 63 (1か所) | 63 (1か所) | 63 (1か所) | 63 (1か所) |
| 差(②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

現状と課題

本市では子育て支援の拠点整備に取り組んできており、地域子育て支援センターの拡充が進んでいます。

しかし、ニーズ調査の結果によると、地域子育て支援センターの利用希望に対する実績は、まだまだ少ない状況にあり、更なる周知が必要であると考えられます。

確保の方策

本市には平成26年度現在、一般型拠点施設が8か所あり、需要には対応できます。今後も更なる周知を図るとともに、利用が促進されるよう努めます。

【量の見込みと確保の内容】

●市域全域

| (単位：人回) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|---------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| ①量の見込み | 5,169 (8か所) | 12,931 (8か所) | 12,247 (8か所) | 12,043 (8か所) | <u>5,957</u> (8か所) | <u>5,957</u> (8か所) |
| ②確保の内容 | 15,286 (8か所) | 15,286 (8か所) | 15,286 (8か所) | 15,286 (8か所) | 15,286 (8か所) | 15,286 (8か所) |
| 差(②-①) | 10,117 | 2,355 | 3,039 | 3,243 | <u>9,329</u> | <u>9,329</u> |



(4) 一時預かり事業

【事業内容】

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業と、保育所等が行う一時預かり事業があり、保育所等が行う一時預かり事業とは、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児を保育所等が保育する事業

現状と課題

私立幼稚園では、在園児を対象とした通常保育時間を超える保育を実施することにより、通常保育時間を超えて就労等を行っている保護者への対応を図っているところですが、公立幼稚園では、通常保育時間を超えての保育が未実施であるため、保護者からの事業実施に対する要望も見受けられます。

保育所においては、保育所の在園児以外を対象とし、保護者の病気・出産・緊急の用事等に対応する一時預かり事業を認可保育所10園において実施していますが、一時預かりの受入児童数の制限もあり、利用が難しい場合もあります。

確保の方策

私立幼稚園における一時預かり事業については、需要への対応は可能と考えます。また、公立幼稚園においても事業の実施を計画しています。

保育所等における一時預かり事業については、受入児童数拡大に向けて、事業を実施する保育所の箇所数を増やすとともに、配置保育士の増員を行うことにより対応を図ります。

(ア) 幼稚園在園児を対象とした一時預かり

【量の見込みと確保の内容】

●市域全域

| (単位：人日) | 平成25年度 (実績) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ①量の見込み | 46,728 | 67,472 | 65,534 | 62,138 | 41,796 | 41,388 |
| ②確保の内容 | 46,728 (12園) | 67,472 (11園) | 65,534 (11園) | 62,138 (11園) | 41,796 (10園) | 41,388 (17園) |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

①東益津中学校区

| (単位：人日) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|---------|--------------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------|----------------------|
| ①量の見込み | 95 | 6,502 | 6,497 | 6,229 | <u>2,505</u> | <u>2,470</u> |
| ②確保の内容 | 95 (1園) | 6,502 (1園) | 6,497 (1園) | 6,229 (1園) | <u>2,505</u> <u>(0園)</u> | <u>2,470</u> (1園) |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

②焼津・大村・豊田・小川中学校区

| (単位：人日) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|---------|--------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------|------------------------------|
| ①量の見込み | 36,039 | 31,827 | 31,789 | 30,852 | <u>21,926</u> | <u>22,003</u> |
| ②確保の内容 | 36,039 (9園) | 31,827 (8園) | 31,789 (8園) | 30,852 (8園) | <u>21,926</u> (8園) | <u>22,003</u> <u>(9園)</u> |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③大富・和田・港中学校区

| (単位：人日) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|---------|--------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------|------------------------------|
| ①量の見込み | 10,594 | 14,799 | 14,231 | 13,369 | <u>11,932</u> | <u>11,733</u> |
| ②確保の内容 | 10,594 (2園) | 14,799 (2園) | 14,231 (2園) | 13,369 (2園) | <u>11,932</u> (2園) | <u>11,733</u> <u>(3園)</u> |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

④大井川中学校区

| (単位：人日) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|---------|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------------|-----------------------------|
| ①量の見込み | 0 | 14,344 | 13,017 | 11,688 | <u>5,433</u> | <u>5,182</u> |
| ②確保の内容 | 0 (0園) | 14,344 (0園) | 13,017 (0園) | 11,688 (0園) | <u>5,433</u> (0園) | <u>5,182</u> <u>(1園)</u> |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(イ) 保育所等が行う一時預かり

【量の見込みと確保の内容】

●市域全域

| (単位：人日) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|---------|--------------------|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ①量の見込み | 7,082 | 8,298 | 7,717 | 7,534 | 7,340 | 7,114 |
| ②確保の内容 | 7,082 (10園) | 8,298 (10園) | 7,717 <u>(10園)</u> | 7,534 <u>(10園)</u> | 7,340 <u>(10園)</u> | 7,114 <u>(10園)</u> |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

①東益津中学校区

| (単位：人日) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|---------|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ①量の見込み | 1,132 | 3,134 | 2,945 | 2,877 | 2,808 | 2,705 |
| ②確保の内容 | 1,132 (1園) | 3,134 (1園) | 2,945 (1園) | 2,877 (1園) | 2,808 (1園) | 2,705 (1園) |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

②焼津・大村・豊田・小川中学校区

| (単位：人日) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|---------|--------------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| ①量の見込み | 2,234 | 2,709 | 2,532 | 2,478 | 2,417 | 2,356 |
| ②確保の内容 | 2,234 (5園) | 2,709 (5園) | 2,532 <u>(5園)</u> | 2,478 <u>(5園)</u> | 2,417 <u>(5園)</u> | 2,356 <u>(5園)</u> |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③大富・和田・港中学校区

| (単位：人日) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|---------|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ①量の見込み | 2,059 | 1,563 | 1,433 | 1,392 | 1,348 | 1,304 |
| ②確保の内容 | 2,059 (3園) | 1,563 (3園) | 1,433 (3園) | 1,392 (3園) | 1,348 (3園) | 1,304 (3園) |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

④大井川中学校区

| (単位：人日) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|---------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ①量の見込み | 1,657 | 892 | 807 | 787 | 767 | 749 |
| ②確保の内容 | 1,657 (1園) | 892 (1園) | 807 (1園) | 787 (1園) | 767 (1園) | 749 (1園) |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(5) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病時期及び病気の回復期にある子どもの保育が家庭においてできない場合に、看護師及び保育士が配置された専用保育室等にて一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

現状と課題

就労を理由に保育所を利用する保護者においては、子どもの病気により仕事を休み、その看護にあたるのが難しい状況にあります。本市においては、病気の回復期にある子どものみを対象とした病後児保育事業を3園の保育所において実施していますが、病後児だけではなく、病時期の子どもを対象とした病児保育事業の実施についての要望があります。

確保の方策

病後児保育事業は、引き続き実施します。

病児保育事業については、関連機関との協議・調整を行いながら、実施を検討していきます。

【量の見込みと確保の内容】

●市域全域

| (単位：人日) | 平成25年度 (実績) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ①量の見込み | 41 | 4,981 | 4,806 | 4,664 | 240 | 240 |
| ②確保の内容 | 41 (3園) | 1,320 (3園) | 1,320 (3園) | 1,320 (3園) | 1,320 (3園) | 1,320 (3園) |
| 差(②-①) | 0 | ▲3,661 | ▲3,486 | ▲3,344 | 1,080 | 1,080 |



(6) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、会員登録をして0歳～小学校6年生までを対象とした育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が、ファミリー・サポート・センターを仲介して、様々な育児の手助けを行う事業

現状と課題

ファミリー・サポート・センター事業は、地域全体で子育てを支える仕組みの重要な柱として期待されています。

本市でもファミリー・サポート・センター事業の拡充を図るため、依頼会員及び提供会員の増加に向けた取組を実施してきました。

しかし、ニーズ調査結果を見るとセンターの認知度は低く、また、利用している人の割合はわずかとなっています。今後も会員増加のために、周知活動を行っていくことが重要です。

確保の方策

平成25年度現在、提供会員（両方会員含む）は181人の登録があり、援助依頼への対応が可能と見込まれますが、ファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、会員の増加を図り、サービスの円滑な提供及び質の向上に努めます。

【量の見込みと確保の内容】

●市域全域

| （単位：人日） | 平成25年度（実績） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ①量の見込み | 419 （1か所） | 419 （1か所） | 419 （1か所） | 419 （1か所） | 855 （1か所） | 987 （1か所） |
| ②確保の内容 | 419 （1か所） | 419 （1か所） | 419 （1か所） | 419 （1か所） | 855 （1か所） | 987 （1か所） |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※量の見込み・確保の内容ともに就学児を対象としています。



(7) 利用者支援事業

【事業内容】

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育事業、地域型保育事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切な事業を選択し円滑に利用できるよう、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

現状と課題

新制度の施行により、教育・保育事業、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業などの様々なサービスの中から保護者が適切に事業を選択するとともに、事業の利用にあたっての相談や助言を行う総合的な相談窓口の設置が必要とされています。

確保の方策

平成27年度から子育てコンシェルジュ（利用者支援員）を配置します。子育て世帯が必要とするサービスの情報提供や、利用相談等を総合的に行うことにより、子育てに対する不安の緩和と解消及び充実した子育て支援を受けることが可能となるよう努めます。

【量の見込みと確保の内容】

●市域全域

| (単位：か所) | 平成25年度 (実績) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|----------------|------------|------------|------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 0 | 1 (1か所) | 1 (1か所) | 1 (1か所) | <u>3</u> (3か所) | <u>4</u> (4か所) |
| ②確保の内容 | 0 | 1 (1か所) | 1 (1か所) | 1 (1か所) | <u>3</u> (3か所) | <u>4</u> (4か所) |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(8) 妊婦健診

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊婦期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業

現状と課題

医療機関に委託し、全妊婦に対する14回の健康診査、4回の超音波検査、血液検査を実施しています。

確保の方策

母親が安心して子どもを産むことができるよう、健診率100%を達成するよう努めます。

【量の見込みと確保の内容】

●市域全域

| (単位：人) | 平成 25年度 (初回～14 回延実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|-------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 12,492 | 1,038 | 1,019 | 1,004 | 10,755 | 10,455 |
| ②確保の内容 | 12,492 | 1,038 | 1,019 | 1,004 | 10,755 | 10,455 |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※平成30年度以降は、単位を「人回」とした。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

乳児のいる全ての世帯を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供に結び付ける事業

現状と課題

平成25年度の訪問実施率は99.6%となっています。支援が必要な家庭に対する更なる支援内容の検討及び医療機関（産科・小児科）との連携強化が課題となります。

確保の方策

訪問率100%を目指し、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、子育てに関する情報提供、助言、適切なサービスの提供に努めます。

【量の見込みと確保の内容】

●市域全域

| (単位：人) | 平成25年度 (実績) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1,114 | 1,038 | 1,019 | 1,004 | 950 | 950 |
| ②確保の内容 | 1,110 | 1,038 | 1,019 | 1,004 | 950 | 950 |
| 差(②-①) | ▲4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |



(10) 養育支援訪問事業

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問事業等により養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育を支援するための事業

現状と課題

養育に不安や悩みを抱える家庭が年々増えていますが、本事業の専門知識を有する担当職員が配置されていないことから、養育訪問を軸とした効果的かつ継続的な支援が難しい状況にあります。養育知識の不足に端を発したネグレクト（育児放棄）などの虐待を未然に防ぐため、健康増進課との連携を強化する中で、乳幼児期から学齢期までの総合的な支援体制を構築する必要があります。

確保の方策

平成27年度から担当職員を2人配置し、支援体制を整えていきます。

【量の見込みと確保の内容】

●市域全域

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 0 | <u>20</u> | <u>40</u> | <u>60</u> | <u>70</u> | <u>80</u> |
| ②確保の内容 | 0 | <u>20</u> | <u>43</u> | <u>60</u> | <u>70</u> | <u>80</u> |
| 差(②-①) | 0 | 0 | <u>3</u> | 0 | 0 | 0 |

(削除)

(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

【事業内容】

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者が属する世帯の状況その他の事情を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等を助成する事業

確保の方策

国の動向に応じ、助成を検討・実施していきます。

(12) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力をいかした特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

確保の方策

民間事業者等の参入促進に対して手段を検討し、実施していきます。



2. 放課後児童対策の充実

放課後児童対策として、放課後児童クラブ、児童館の設置や放課後子供教室などの取組が進められています。

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「放課後児童クラブの量の見込み（必要利用定員数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、放課後児童クラブによる確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

就労等の理由で昼間保護者が家庭にいない子どもに、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

現状と課題

核家族化の進行や働く女性の増加等子どもたちを取り巻く環境の変化により、小学生の子どもを持つ働く保護者からは、放課後の子どもの居場所づくりが求められています。また、集団や年齢の異なる子ども同士で遊ぶ機会が減少していることから、放課後における子どもの健全育成の場としての役割も期待されています。

本市には、放課後児童クラブは全ての小学校区に計19クラブ設置されており、放課後の子どもの居場所として活用されています。今後は、利用者の増加に伴う受入体制の整備が必要となります。

確保の方策

利用者の増加に対応するため、放課後児童クラブの施設整備など放課後児童健全育成事業を推進していきます。また、国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、平成31年度までに、放課後児童クラブの子どもも、放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、放課後児童クラブ支援員と放課後子供教室コーディネーターの連携強化・促進に努めていきます。

○実施時期

- ・平成27年度 施設数 23クラブ
- ・平成29年度 施設数 24クラブ

※小学校の余裕教室の利用を優先としますが、対応が困難な場合は、民間物件の賃借によるクラブ開設も検討します。

※平成31年度までに放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型プログラムを1か所整備することを目指します。

【量の見込みと確保の内容】

<全学年>

●市域全域

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| ①量の見込み | 746 | 1,026 | 1,018 | 981 | 972 | 946 |
| ②確保の内容 | 746 (19クラブ) | 920 (23クラブ) | 920 (23クラブ) | 960 (24クラブ) | 960 (24クラブ) | 960 (24クラブ) |
| 差(②-①) | 0 | ▲106 | ▲98 | ▲21 | ▲12 | 14 |

<低学年>

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 630 | 847 | 844 | 804 | 798 | 772 |
| ②確保の内容 | 630 | 767 | 757 | 797 | 783 | 783 |
| 差(②-①) | 0 | ▲80 | ▲87 | ▲7 | ▲15 | 11 |

<高学年>

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 116 | 179 | 174 | 177 | 174 | 174 |
| ②確保の内容 | 116 | 153 | 163 | 163 | 177 | 177 |
| 差(②-①) | 0 | ▲26 | ▲11 | ▲14 | 3 | 3 |

(次世代育成支援行動計画からの継承事業)

3. 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実

(1) 健康の確保

現状と課題

妊娠・出産期は母親にとって体調や生活環境の急激な変化など、心身の負担が大きい上に、胎児への影響を考えると通常期の服薬ができないなど非常にデリケートな時期です。

また、出産後も乳幼児期の子どもは発病しやすく、育児に不慣れな保護者が家庭において孤立しがちな近年では、母子ともに健康が損なわれたり、幼児の発達に悪影響が生じる危険が高くなります。

そこで、妊娠中から育児期間に至るまでの母子の健康状態を常にチェックし、アドバイスを与え、家族全員が健康を維持できる一貫した制度が不可欠です。

施策の方向性

妊娠、出産に伴う日常生活全般についての知識や、乳幼児の成長や健康管理などについて学ぶ機会の充実を図るとともに、乳児期の家庭訪問や乳幼児健診などにより、育児不安にいつでも対応できる支援体制を整えます。

また、保健センター等で行っている相談サービスや事業の情報提供を行い、より一層の周知を図ります。

●子どもや母親、父親の健康の確保

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|----------------------------|--|-------|
| 母子健康手帳交付 | 妊娠の届出をした者に対し母子健康手帳を交付し、妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を記録し、子どもの成長の参考にする。 | 健康増進課 |
| 妊婦健康診査（初回～14回目・超音波4回・血液検査） | 妊娠中の異常の有無を早期に発見し、必要時に適切な指導を行い、母性の健康の保持増進を図る。健診費用を助成。 | 健康増進課 |
| 各種健康診査事業 | 4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、発達健診 | 健康増進課 |
| 各種相談事業 | 健康相談室、6か月児相談、2歳6か月児相談、3歳6か月児相談、未受診者電話相談、電話相談、母親健康相談、栄養相談 | 健康増進課 |
| 各種予防接種事業 | BCG、不活化ポリオワクチン、麻疹、風疹、日本脳炎、三種混合、二種混合、四種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン、水痘 | 健康増進課 |
| 育児支援親子教室 | 健診・相談において、多動傾向や言語・理解等が気になる子どもを対象に、遊ぶ体験を通して発達を促すための教室を開催する。 | 健康増進課 |

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|------------------------|--|--------|
| 乳児家庭全戸訪問 妊産婦乳幼児家庭訪問 | 妊産婦・乳幼児家庭を訪問し、健康状態に応じた保健指導を行い、母親には育児についての不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うとともに、必要なサービスに結び付け、育児を応援する。 | 健康増進課 |
| 育児不安虐待予防教室 | 健診・相談の中で、育児不安のある母親等を対象に、育児上の悩みや疲労を軽減し、より良い育児環境をつくるための教室を開催する。 | 健康増進課 |
| 幼児ことばの教室 | 保育園児、幼稚園児で言葉に対して心配のある子ども（発音、吃音等）に対しての訓練、指導を行う。焼津南小、小川小、大井川南小において「幼児ことばの教室」を開設している。 | こども育成課 |
| 子育て教室 | 離乳食、病気の手当て、事故予防等小児科医師の講義、母親同士の情報交換等、子育てに関する保護者の学習の場として開催する。 | 健康増進課 |
| SIDS「乳幼児突然死症候群」予防啓発 | 母子手帳交付時に周知、ポスターの掲示を行う。 | 健康増進課 |
| 1歳6か月児フッ素塗布 | 歯の質を強化し、むし歯を予防するために実施する。 | 健康増進課 |
| 2歳児歯みがき教室 | 歯科衛生士による口腔チェック、歯みがき指導、保健師による生活指導、身体測定等を行う。 | 健康増進課 |
| 歯と口の健康まつり | 歯の衛生週間にちなみ、年1回全市民を対象に健康教育を行い、歯に対する関心を深め、歯科疾患の予防と早期発見に努める。 | 健康増進課 |
| 歯科保健対策事業 | 生涯を通じた歯科保健対策「むし歯0運動」と一生自分の歯で食べることを目標に「8020運動」を推進し、「歯」の健康を通して全身の健康づくりに努める。 | 健康増進課 |
| 歯科保健指導者会連絡会 | 「こどもの歯を守る」ために歯科医師、幼稚園、保育所、小・中学校等で連携を図り、知識の習得、意見・情報交換の場とする。 | 健康増進課 |
| 各種健（検）診事業 | 自己の健康状態を把握し、自ら健康管理に努めるため、乳がん・子宮がん・肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん・骨粗しょう症等の各種健（検）診を実施する。 | 健康増進課 |
| 健康づくりウォーキング事業 | 市民の健康づくり、体力づくりのために、ウォーキング推進員の研修会、連絡会の開催。ウォーキング推進員による元気隊ウォーキングの開催。 | 健康増進課 |
| 保健センター情報紙の発行 | 保健センター事業のお知らせや健康づくりに関する知識の啓発のため、情報紙を年1回発行し、全世帯に配布する。 | 健康増進課 |
| 「広報やいづ」による情報提供 | 毎月「健康」の欄に翌月の行事日程等を掲載する。 | 健康増進課 |
| 教職員を対象とした心肺蘇生法訓練の実施 | 学校教育課にて年1回研修会を実施する。各学校では、それぞれの計画に基づいて、実践的な訓練を実施する。 | 学校教育課 |

(2) 食育の推進

現状と課題

社会環境や家庭環境の変化により、子どもたちの不規則な生活、偏食や朝食の欠食、栄養の偏りといった食習慣の乱れ、身体を使った遊びの減少による運動不足などが指摘されています。また、子どものアトピー性皮膚炎や食物アレルギーの増加なども新たな課題となってきました。

本市では、規則正しい生活習慣を確立し、自分自身の健康管理能力を高めるために、各年代に応じた食に関する学習の実施や情報の提供など食育を推進してきました。

今後も、学校での食に関する学習機会の創設や情報提供はもちろん、学校だけでなく妊産婦、幼稚園や保育所を対象にした食育の推進を図ることが必要です。

施策の方向性

妊娠前からの適切な食生活の重要性を踏まえ、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供、栄養相談の周知を進めます。

保健や教育など様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた望ましい食生活の形成を推進します。

●食育の推進

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|-------------------------|--|--------|
| 幼稚園、保育所での食育推進事業 | 園内及び近隣農地における栽培・収穫体験、収穫物を用いたクッキング活動、絵本・紙芝居を活用した食に対する知識向上指導等を実施する。 | こども育成課 |
| 小中学校での「食に関する指導」、「食育」の推進 | 本市に配置された栄養教諭と連携し、授業の中で、栄養価、栄養バランス等について指導する。 | 学校教育課 |
| 親子料理教室 | 健康づくり食生活推進協議会の会員が市内の公民館を会場に開催する。 | 健康増進課 |
| 子育て教室（再掲） | 離乳食、病気の手当て、事故予防等小児科医師の講義、母親同士の情報交換等、子育てに関する保護者の学習の場として開催する。 | 健康増進課 |
| 栄養相談・指導 | 栄養相談を毎週1回実施する。 また、6か月児相談、1歳6か月児健診、2歳歯みがき教室、3歳児健診会場でも実施する。 | 健康増進課 |

(3) 小児医療の充実

現状と課題

子どもの病状の変化は急激であることが多く、早急な対応が必要となります。本市でも親子が健やかな生活を送れるよう、医師会及び各医療機関の協力の下、小児医療体制の充実を図ってきました。

今後も引き続き地域医療の充実を図るとともに、医療費等経済的な助成制度の充実を検討する必要があります。

施策の方向性

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものである、小児科など医療体制の確保・充実に取り組みます。

国や県の動向を踏まえ、今後も医療費助成制度の充実に努めます。

●小児医療の充実

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|------------------|---|--------|
| 初期救急医療対策事業 | 休日及び夜間の救急患者への対応を医師会に委託する。 | 健康増進課 |
| 公立病院2次救急医療対策事業 | 志太榛原地域の公立病院により、2次救急医療を実施する。 | 健康増進課 |
| 志太榛原救急医療センター運営事業 | 救急医療に対応するため、志太榛原管内の市町により、志太榛原救急医療センターを運営する。 | 健康増進課 |
| 休日等歯科救急医療 | 市内歯科医院の在宅輪番制により休日の救急医療を行う。 | 健康増進課 |
| 災害時医療救護対策事業 | 東海地震発生に際し、救護所を設置し、医療救護にあたる。市内11か所に救護所を設置する。 また、災害時に速やかに救護所を立ち上げる体制を確保する。 | 健康増進課 |
| 子ども医療費助成制度 | 0歳から中学校3年修了時までの通院及び入院に伴う保険診療医療費の一部を助成する。 | 子育て支援課 |
| 母子家庭等医療費助成事業 | 母子家庭等の医療費個人負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。 | 子育て支援課 |

(4) 経済的支援の充実

現状と課題

子育てに係る経済的負担は重く、本市では、経済的支援が必要な家庭に対し、教育費等の負担軽減の充実を図ってきました。

ニーズ調査の結果によると、市に望む子育て支援として「幼稚園、保育所（園）にかかる費用負担の軽減などの子育て家庭への経済的支援の充実」が上位となっていることから、経済的支援の重要性は高く、継続的な支援が求められています。

施策の方向性

子育て家庭に対する適切な経済支援や、子育て支援策の充実を推進していきます。

●子育て家庭の経済的負担の軽減

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|---------------------------------------|---|--------|
| 児童手当 | 中学校3年修了時までの子どもを養育する保護者に手当を支給する。 | 子育て支援課 |
| 児童扶養手当 | 母子家庭等の児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。 | 子育て支援課 |
| 就学援助事業 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費・特別支援教育就学奨励費 | 経済的理由によって、小中学校の教育費の負担が困難な家庭を対象に援助を行う。 | 教育総務課 |
| 幼稚園就園奨励費補助金 | 幼稚園に3歳児から5歳児の幼児を通園させている家庭を対象に保育料の一部を補助する。 | こども育成課 |
| 子ども医療費助成制度（再掲） | 0歳から中学校3年修了時までの通院及び入院に伴う保険診療医療費の一部を助成する。 | 子育て支援課 |
| 母子家庭等医療費助成事業（再掲） | 母子家庭等の医療費個人負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。 | 子育て支援課 |
| 母子福祉資金（県事業） | 県事業として行われている母子家庭等を対象とした各種資金貸付申請の受付及び市広報紙への掲載によるPRを行う。 | 子育て支援課 |
| 母子家庭自立支援費給付事業 | ひとり親家庭の保護者が、就労のため、資格取得を目的に教育訓練を受けた場合、その経費の一部を助成する。 | 子育て支援課 |
| 奨学金貸付事業 | 経済的理由によって、高等学校等の修学が困難な者に対し学資を貸与する。 | 地域福祉課 |

●不妊治療対策の充実

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|----------------------|-----------------------------|-------|
| 一般・特定不妊治療費助成・不妊治療相談等 | 一般・特定不妊治療費の助成申請時、必要に応じ面接する。 | 健康増進課 |

4. 地域子育て支援体制の充実

(1) 地域子育て支援体制の充実

現状と課題

近年、少子化、都市化、情報化など、家庭や地域を取り巻く社会状況が徐々に変化しています。人々の意識やライフスタイルもそれに伴って変容し、地域の中での「つながり」が希薄化したことが、子育て家庭の不安感や負担感を増長させている要因として挙げられています。

本市では、地域子育て支援体制の充実や担い手となる人材の育成に取り組んできましたが、今後は子育てを家庭だけでなく、地域全体で支えられるような仕組みの検討が必要です。また、現在実施している事業についても、更なる周知を要する面も見られ、利用のきっかけとなる事業の充実が必要です。

施策の方向性

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供します。

地域における子育て支援のネットワークの形成を促進します。

●地域における子育てサービスの充実

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|--------------------------------|--|--------|
| 子育てグループ | 就園前の子どもと保護者を対象に、子育てについての学習やお互いの交流を図るため、子育てグループの活動を支援する。 | 社会教育課 |
| ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） | 育児の援助を受けたい人と行いたい人が登録し、相互援助の形で、保護者が保育所の送迎ができないときなどに保護者の代わりに送迎する等の子育てを支援する。また、利用促進のため、利用料の助成を行う。 | 子育て支援課 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言、子育て及び子育て支援に関する講習等を行う。 | 子育て支援課 |
| 家庭的保育事業（旧保育ママ事業） | 家庭的保育者が、家庭的保育者の居宅等において乳幼児の保育を行う。 「子ども・子育て支援新制度」において、家庭的保育事業として位置付けされた。 | こども育成課 |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 昼間保護者がいない家庭の小学校児童を対象に、放課後における生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図る。 | 子育て支援課 |
| 放課後児童クラブ支援員の研修等の支援 | 放課後児童クラブ支援員の資質の向上を図るため、市内学童保育指導員会が実施している研修会等の支援をする。 | 子育て支援課 |
| 保育所園庭開放 | 家庭で子育てしている保護者と子どものために保育所の園庭を開放する。 | こども育成課 |
| 幼稚園園庭開放 | 未就園児親子に幼稚園を体験してもらい、就園前に保護者同士・子ども同士のふれあいの場を提供する。 | こども育成課 |

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|-------------------------|--|--------|
| 公開保育 | 幼稚園における保育を小中学校の教員が参観し、子どもたちの健全な学習環境の研究を行う。 | こども育成課 |
| 私立幼稚園教職員研修等補助事業 | 私立幼稚園協会主催の教員研修に要する費用や親子と教員のふれあいを目的としたチャイルド・チャレンジ大会に要する費用を補助する。 | こども育成課 |
| 親子ふれあいホールの活用 | 公民館に設置された、親子が自由に利用・交流することのできる親子ふれあいホールの活用を推進する。 | 社会教育課 |
| しずおか子育て優待カード事業（県との協働事業） | 子育て家庭を地域全体で応援することを目的に、協賛店舗（施設）でカードを提示すると様々な応援サービスを受けることができる。 | 子育て支援課 |

●世代間交流の充実

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|----------------|---|---------|
| 世代間交流事業 | 高齢者福祉施設等を訪問したり、地域のお年寄りを保育所に招待し、季節的行事や伝承遊びを通して、世代間の交流を図る。 | こども育成課 |
| 異年齢児交流等事業 | 保育所を卒園した子どもや地域の子どもとともに、地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、子どもの社会性を養う。 | こども育成課 |
| 地域との交流事業 | 公民館の行事や地域の祭りに参加し、地域住民との交流を深める。 | こども育成課 |
| 総合型地域スポーツクラブ事業 | 地域住民が会費制で運営する地域に密着したクラブであり、複数の種目を用意し、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しみ、地域の交流の場や健康づくり、青少年健全育成の場となることを目指す。 | スポーツ振興課 |



(2) 地域の中で子どもが育つ環境の整備

現状と課題

都市化や少子化が進み、学歴重視の傾向や子どもの遊び方の変化等により、子どもたちが地域の人々や自然とふれあう機会が減少しています。こうした状況では、子ども自身にゆとりがなくなり、仲間意識が希薄になり、心の発達に大きな影響を与えることが危惧されます。

本市では、学校、家庭及び地域が連携を図り、体験活動等への参加促進や自立と共生を目指す教育の推進に向けた取組を行ってきましたが、更なる充実が必要とされています。

そのため、学校、家庭及び地域が連携を図り、幼児期からの体験活動、特に高齢者などから先人の知恵を学び社会性を育てる体験活動などの多世代交流の場を充実する必要があります。

また、利用者の多様なニーズに対応するため、子育て家庭の居場所や、教育・学びや交流の場など、地域における環境づくりが必要です。

施策の方向性

地域における児童・生徒の活動拠点の確保に努めるとともに、放課後児童健全育成事業などの展開を図ります。

また、地域の方々の協力を得て、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

子どもの健全育成を図る上で、まちづくりセンター、学校等の社会資源及び民生委員・児童委員、主任児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、町内会等を活用した取組を進めます。

●子どもの健全育成

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|----------------------|--|----------------|
| 焼津市教育研究会生徒指導主事・主任研修会 | 焼津警察署、青少年教育相談センター、家庭児童相談室等の関係機関からなる委員会において、問題行動のある児童・生徒への対応や問題行動を予防するための具体的な手だてを協議する。 | 学校教育課 |
| 青少年教育相談センター広報啓発活動 | 相談センターだよりの発行、街頭キャンペーン、広報誌等による広報啓発活動を実施する。 | 社会教育課 |
| 青少年ボランティア人材バンク | 青少年のボランティア活動の推進と定着を図るため、市内に在住・通学している中学生・高校生を対象としたボランティア人材バンクを運営する。 | 社会教育課 |
| チビッコ広場維持管理事業 | チビッコ広場の管理を地元自治会に委託し、地域児童の遊び場等に利用し、児童福祉の向上を図る。 | 子育て支援課 |
| 海の子・山の子交流教室 | それぞれの郷土の愛着心や相互理解を深めることを目的として、川根本町と焼津市の小学生を対象とした交流体験事業を実施する。 | 社会教育課 |
| やいづ少年の船 | 乗船体験を通して友情と協調性を養うとともに、水産都市焼津への興味と理解を深めることを目的とし、市内中学校2・3年生を対象に、2泊3日の海上体験研修を実施する。 | 社会教育課 |
| 環境基本計画推進事業 | 親子水生生物教室、動植物観察教室（栃山川自然生態公園、瀬戸川）を実施する。 | 環境生活課 |
| 子ども体験活動教室 | 心豊かな子どもを育てることを目的とし、公民館で、多彩な体験活動を実施する。 | 社会教育課 |
| 子ども会活動への支援 | 青少年の健全な育成を図るため、子ども会及び児童文化の発展のための事業を実施している焼津市子ども会連合会に対して、補助金の交付等の活動支援を行う。 | 学校教育課 社会教育課 |
| 伝統芸能や技術などの子ども体験教室 | 郷土の文化遺産を直接体感することによって豊かな郷土愛を育む。 | 文化財課 |
| ディスカバリーパーク焼津 | 天文科学館と温水プール（水夢館）を核とする複合施設であり、「宇宙」・「海」・「自然」の3つのテーマを通して、「不思議・好奇心・発見」に出会うきっかけづくりをする。 | ディスカバリーパーク焼津 |
| スポーツクラブ事業 | 市民がスポーツで汗を流し、仲間と楽しい時間を過ごすことを目的とし、総合体育館及び焼津体育館において、土曜日の午前中に軽スポーツを中心に活動をする。 | スポーツ振興課 |
| スポーツ教室 | 運動の日常化により、健康増進・体力向上、明るい仲間づくりを目指す。 総合体育館、焼津体育館、大井川体育館及び水夢館において、幼児、親子、女性、リズム、高齢者、健康増進、太極拳の体操教室と子ども、女性、成人の水泳教室を行う。 | スポーツ振興課 |
| スポーツ少年団 | スポーツによる青少年健全育成を目的とし、市内64団体が組織的に活動を行う。 | スポーツ振興課 |
| 総合型地域スポーツクラブ事業（再掲） | 地域住民が会費制で運営する地域に密着したクラブであり、複数の種目を用意し、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しめ、地域の交流の場や健康づくり、青少年健全育成の場となることを目指す。 | スポーツ振興課 |
| ニュースポーツ・フェスティバル | ニュースポーツの紹介と体験の場を設け、子どもや親子、家族で気軽にスポーツに親しむ機会を提供する。 | スポーツ振興課 |
| 市民トリム大会 | 運動を通してバランスのとれた体力づくりと健康増進を目指し、ウォーキング大会を行う。 | スポーツ振興課 |

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|---|---|--------|
| おはなし会、ろうどく会、子ども映画会、おはなしのへや、むかしばなしのへや、あかちゃんおはなし会 | 幼少年期に本と出会い、本の楽しさを知ってもらうため、毎週土曜日に幼児、低学年児童を対象とした絵本や紙芝居の読み聞かせ、小学校中学年以上の児童を対象とした文学作品や昔話の朗読を実施する。また、空想力や想像力を養うため月1回、映画を上映する。 | 図書課 |
| こどもまつり、こどものつどい | 親子や家族でよいものに触れ、楽しむことで豊かな情操を育てるとともに、本への興味を育むために実施する。 | 図書課 |
| 読書推進 | 本と親しみ、読書習慣を身に付けるよう成長段階にあった本の紹介、読み聞かせの実践方法等を学ぶ講座を実施する。また、「調べ学習」等への援助・助言を行う。 | 図書課 |
| 児童センター事業 | 子どもの健全な遊び場の提供や、各種体験講座を通じて、子どもの健全育成、健康増進を図る。 | 子育て支援課 |
| 地域における通学合宿 | 地域の宿泊可能な施設を拠点に、年齢の異なる子どもたちが共同生活しながら登下校する。実施主体は地域の実行委員会。 | 社会教育課 |
| 放課後子供教室 | 地域の様々な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。 | 社会教育課 |
| ブックスタート事業 | 未来を担う子どもたちの豊かな心づくりを推進するため、乳児と保護者に絵本を手渡し、絵本を開く楽しい体験とともに心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる。 | 図書課 |



(3) 学校などでの子どもの健やかな成長支援

現状と課題

豊かで便利な社会の中で、利己的な意識の増長、自己責任の考え方の欠如、物質的な価値や利便性、効率性の重視等、社会全体のモラルが低下するほか、生活環境や生活習慣にも変化が生じ、子どもの成長に大きな影響を及ぼしています。そのような中で、子どもの人間形成の場として期待される学校等の役割も更に大きくなり、子どもが自ら学び考え、主体的に行動できる「生きる力」を育む教育が求められています。

本市では、「豊かな心を持ち、自ら生き生きと活動する子どもの育成」をめざし、子どもの発達や、焼津市の特性・地域性をいかした特色ある学校づくりを進めるとともに、確かな学力を育成するための授業改善や豊かな心を育てる教育環境づくりに取り組んでおり、今後も引き続き進めていきます。

また、いじめ、不登校、問題行動などについては深刻化が進み、社会問題としても取り上げられています。今後も、子どもに寄り添う生徒指導を心掛けるとともに、家庭・地域社会との連携・協働に努めながら、子どもの自立を促す教育活動を推進していく必要があります。

施策の方向性

子どもが自ら学ぶ意欲を持ち、主体的に判断し、行動できる資質・能力を身に付け、豊かな心を育むため、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくりを行います。

●子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|-------------------------|--|-------|
| 研究指定校 | 学習指導法の改善についての研究や発表等を通して、本市の教育力の向上を目指す。 | 学校教育課 |
| ゲストティーチャー等外部人材の活用 | 地域の様々な技能を持った方々を学校に招き、児童・生徒の学ぶ機会を広げる。 | 学校教育課 |
| 地域の人々に学ぶ会（学校によって名称は異なる） | 地域の教育力を学校に導入し、児童・生徒の多面的理解を図っていく。 | 学校教育課 |
| 心の教室相談員の配置 | 児童・生徒の精神的安定を図るため、心の教室相談員を全小中学校に配置する。また、相談員の情報交換のため研修会を年3回実施する。 | 学校教育課 |
| スクールカウンセラー活用事業（県事業） | カウンセリング技能を持った専門家を市内全小・中学校に配置する。 | 学校教育課 |
| カウンセラーの派遣 | 不登校児童・生徒、保護者のカウンセリングや、犯罪・いじめ等にあった児童・生徒の精神的ケアを行うため、市のカウンセラーを各小中学校に派遣する。 | 学校教育課 |

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|-----------------------------|---|-----------------|
| 教育相談の時間の確保 (各学校) | 各学校で、教育相談の期日や期間を決めて実施する。子どもの心の発達や学習面での相談等保護者の要望に応じて実施する。 | 学校教育課 |
| チャレンジスクール(適応指導教室) | 不登校児童・生徒のための教室を開き、自立を促すための助言・指導を行うとともに、学校へ復帰できることを目指す。学習指導の他に、遠足、体験学習、スポーツ等も実施する。 旧大井川地区、旧焼津南部地区から通級してくる児童・生徒に対応できるように、大井川教室(仮称)を開設する。 | 学校教育課 |
| 要保護児童対策地域協議会学 齢児部会 | 被虐待児童・生徒、発達障害、問題行動、不登校児童・生徒への具体的支援策を協議する。関係機関(児童相談所、市立病院、焼津警察署、青少年教育相談センター、適応指導教室指導員、巡回相談員等)からなる小委員会を年10回開催する。教職員を対象とした講演会、研修会を年1回実施する。 | 学校教育課 |
| 生徒指導対策委員会/いじめ 対策委員会(各学校) | 校長、学年主任、生徒指導主事(主任)、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる生徒指導全般にわたる委員会であり、不登校やいじめ、その他の問題行動の未然防止や対応、児童・生徒の健全な育成に向けての協議を行う。 | 学校教育課 |
| 小学校1年生学級支援事業 (県事業) | 義務教育初年度において、小学校1年生の子どもが円滑な集団生活への適応ができるように支援する。 | 学校教育課 |
| 静岡式35人学級編制(県事業) | 小学校3年生から中学校3年生までを対象に、35人学級編制を実施する。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育支援員等の配置 | 小・中学校に市が支援員を配置し、学習活動が円滑にできるように支援を行う。また、特別な配慮を必要とする個人に対し支援をするための支援員を配置する。 | 学校教育課 |
| 中学校A L T(英語指導助手)の派遣 | 中学校において、外国人A L Tによる生きた英語教育を実践する。 | 学校教育課 |
| 小学校英語講師派遣事業 | 4人の小学校A L Tが市内小学校13校を巡回し英語活動の補助指導を行う。 | 学校教育課 |
| 学校公開(各学校) | 各学校において、授業や行事を保護者や地域の方に公開し、学校の教育活動を理解していただく。 また、地域の方からの意見を参考にして、今後の教育活動に生かす。 | 学校教育課 |
| 学校体育館開放 | スポーツ少年団等の子どもに対しては午後7時まで、成人向けには、社会体育活動として午後7時から9時まで開放する。 | スポーツ振興課 |
| 初任者研修会(県事業) | 初任者教員の質の向上を図る。 | 学校教育課 こども育成課 |
| 10年研修会(県事業) | 教職10年経験者の質の向上を図る。 | 学校教育課 こども育成課 |
| 研修主任研修会 | 校内研修を推進し、教職員の指導力向上のために、研修主任の役割について学ぶ。 | 学校教育課 |
| 市教委学校訪問 (こども未来部学校訪問) | 幼稚園、学校教育体制の確立と振興、充実を図るための指導及び助言を行う。 | 学校教育課 こども育成課 |
| 小中学校校舎・屋内運動場・ 耐震化事業 | 小中学校に地震対策として、校舎・屋内運動場の改築・補強・改修工事を実施する。 | 教育総務課 |

●思春期保健対策の充実

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|------------------|---|----------------|
| 学校保健委員会（各学校） | 各学校において、薬学講座、薬物禁止教育、食生活改善講座等を児童・生徒の実態に合わせて実施する。テーマ等は各校で決定する。 | 学校教育課 |
| 薬学講座（各学校） | 市内全小・中学校（小学校5・6年生、中学校全学年）において、各校の担当薬剤師や焼津警察署等専門的な立場の方を招いて講座を開催する。 | 学校教育課 |
| 学校健康教育授業（各学校） | 体育の授業や学級活動等で、健康について指導する。 | 学校教育課 健康増進課 |
| 性教育（各学校） | 保健体育の授業、学級活動等で学年の実態に合った指導を行う。 | 学校教育課 |
| 禁煙教育（各学校） | 保健指導の一環として禁煙教育を行う。 | 学校教育課 |
| 酒、たばこ、薬害等相談窓口の設置 | 健康増進課や学校等に対し、常時、相談できる体制をとる。 | 健康増進課 |
| 青少年教育相談センター教育相談 | 青少年に関する相談業務を実施する。相談時間は平日8：30～17：00 その他の時間は留守番電話にて対応する。 | 社会教育課 |
| 心の教室相談員の配置（再掲） | 児童・生徒の精神的安定を図るため、心の教室相談員を全小中学校に配置する。また、相談員の情報交換のため研修会を年3回実施する。 | 学校教育課 |

●次代の親の育成

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|------|---|--------|
| 保育体験 | 幼稚園・保育所において、中学生や高校生が園児とふれあうための保育体験の機会を提供する。 | こども育成課 |

5. 地域や家庭での教育力の向上

現状と課題

家庭は全ての教育の出発点であり、家族のふれあいを通じて親子の絆を育み、子どもの人間形成の基礎を培う最も重要な役割を持っています。本市では、学校などと連携し、家庭や地域の教育力の向上に向けた総合的な取組を行ってきました。

ニーズ調査の結果によると、保護者の教育やサポートを望む自由意見が多くあり、今後子育て家庭を対象に、子どもとのかかわり方、しつけ方等を紹介する講座など、具体的な教育プログラムの実施や人材育成に取り組み、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域の教育力を総合的に高めていく必要があります。

施策の方向性

関係機関が連携するとともに、その成果を広く共有し、きめ細かな家庭教育支援を推進します。特に子育て家庭を対象に、子どもとのかかわり方、しつけ方等を紹介する講座など、具体的な教育プログラムや人材育成に取り組みます。

●家庭や地域の教育力の向上

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|---------------------|---|----------------|
| P T A教育講演会 (各学校) | 子育てや教育等に関して、保護者への啓発を図るために各学校で実施する。 | 学校教育課 |
| 子育て講演会 | 小学校に入学する子どもの保護者を対象に、子育てに関する講演会を実施する。 | 社会教育課 |
| 家庭教育学級 | 小学生以下の子どもの保護者を対象に、子育てについてお互いに学習する勉強会を開催する。また、学級の統廃合や新規開設も促しながら、参加しやすい学級を開設する。 | 社会教育課 |
| 父親のための家庭教育出前講座 | 中学生以下の子どもの父親を対象に、家庭教育についての講座を開催する。また、企業へのチラシ配布等を行い、父親の子育て参加の啓発を行う。 | 社会教育課 |
| 焼津市親の会 | 不登校児童・生徒の保護者のための研修交流会を実施する。 | 学校教育課 |
| 子ども会活動への支援 (再掲) | 青少年の健全な育成を図るため、子ども会及び児童文化の発展のための事業を実施している焼津市子ども会連合会に対して、補助金の交付等の活動支援を行う。 | 学校教育課 社会教育課 |
| 家庭教育ネットワーカーの派遣 | 子育てグループの自主的運営を補助するとともに、グループ間の交流事業を企画し、グループ相互のネットワーク化を図る。また、家庭の教育力向上のための講演会、講座等の企画、運営を行い、多方面からの家庭教育力充実支援を行う。 | 社会教育課 |
| 子育てグループ(再掲) | 就園前の子どもと保護者を対象に、子育てについての学習やお互いの交流を図るため、子育てグループの活動を支援する。 | 社会教育課 |
| 地域子育て支援拠点事業 (再掲) | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言、子育て及び子育て支援に関する講習等を行う。 | 子育て支援課 |
| 地域における通学合宿 (再掲) | 地域の宿泊可能な施設を拠点に、年齢の異なる子どもたちが共同生活しながら登下校する。実施主体は地域の実行委員会。 | 社会教育課 |

●子どもを取り巻く有害環境対策の推進

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|-----------------|--------------------------------------|-------|
| 生徒指導・補導活動 | 児童・生徒の自己実現を図っていくために日常の中で、支援、援助活動を行う。 | 学校教育課 |
| 青少年教育相談センター補導活動 | 市内10地区164人の補導員が、補導活動を実施する。 | 社会教育課 |
| 青少年教育相談センター環境浄化 | 遊技場巡視、有害図書・ビデオ等健全育成化指導を実施する。 | 社会教育課 |

6. 情報提供・相談体制の充実

現状と課題

子どもが成長する過程において、子ども自身も家族も、健康、保育、教育など様々な悩みや問題に直面します。子育てに関する様々な情報が氾濫する中、情報に依存してしまう反面、核家族化や都市化の影響により、人とふれあう機会が少なくなっていることから、悩みを抱えこんでしまう保護者も少なくありません。

本市では、子育てを家庭だけでなく、地域社会、行政及び企業が一体となって子育て支援を総合的に展開していくために、情報発信や相談体制の構築に取り組んでいますが、近年、子育てに関する相談件数が増加し、内容も複雑化しています。

また、ニーズ調査の結果によると、認知度の低い事業があるほか、利用方法がわからないといった意見がみられることから、今後は子育て支援に関するワンストップサービスとして、情報・相談窓口の連携による情報のネットワーク化及び専門化など、次世代育成支援にかかわる様々な分野のサービス提供基盤の整備を図るとともに、子育て家庭が情報を得やすいよう、様々な情報発信の手法について検討が必要です。

施策の方向性

相談件数の増加、内容の複雑化に対応するため、子育て支援に関するワンストップサービスとして情報・相談窓口の連携による情報のネットワーク化及び専門相談員の配置など、子育てに限らず次世代育成支援にかかわる様々な分野の相談体制の充実を図ります。

また、子育て家庭が情報を得やすいメディアを通じた情報発信を行います。

●相談窓口の充実

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|-------------------------|--|-----------------|
| 女性相談室の設置 | 女性が抱える様々な悩みを解決する手助けを行うため女性専門の相談室を設置する。 | 市民協働課 |
| 家庭児童相談事業 | 家庭児童相談室において、児童全般にわたる相談事業を行う。 | 子育て支援課 |
| 年齢に合わせた相談事業 | 6か月児相談・1歳6か月児健診・2歳児歯みがき教室・3歳児健診・健康相談室・心理相談等を行う。 | 健康増進課 |
| 電話による育児相談 | 子どもの成長、発達、栄養、予防接種、育児不安等子育てについての電話相談を行う。 | 健康増進課 子育て支援課 |
| スクールカウンセラー活用事業（県事業）（再掲） | カウンセリング技能を持った専門家を市内全小・中学校に配置する。 | 学校教育課 |
| 青少年教育相談センター教育相談（再掲） | 青少年に関する相談業務を実施する。相談時間は平日8：30～17：00 その他の時間は留守番電話にて対応する。 | 社会教育課 |
| 心の教室相談員の配置（再掲） | 児童・生徒の精神的安定を図るため、心の教室相談員を全小中学校に配置する。また、相談員の情報交換のため研修会を年3回実施する。 | 学校教育課 |

●子育て支援のネットワークづくり

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|--------------------|---|------------------|
| 子育てグループ（再掲） | 就園前の子どもと保護者を対象に、子育てについての学習やお互いの交流を図るため、子育てグループの活動を支援する。 | 社会教育課 |
| 家庭教育ネットワーカーの派遣（再掲） | 子育てグループの自主的運営を補助するとともに、グループ間の交流事業を企画し、グループ相互のネットワーク化を図る。また、家庭の教育力向上のための講演会、講座等の企画、運営を行い、多方面からの家庭教育力充実支援を行う。 | 社会教育課 |
| 要保護児童対策地域協議会乳幼児部会 | 乳幼児期から就学までを対象に、保健、医療、福祉、教育の4領域の関係機関・団体が連携し地域における子育て支援を行う。 | 健康増進課 |
| ホームページ等による情報提供 | 市の公式サイト、子育て応援サイト「とまとぴあ」に行事等の情報を掲載する。 | 子育て支援課 こども育成課 |
| 保健センター情報紙の発行（再掲） | 保健センター事業のお知らせや健康づくりに関する知識の啓発のため、情報紙を年1回発行し、全世帯に配布する。 | 健康増進課 |

第3節 配慮が必要な子どもや家庭への支援

1. ひとり親家庭の自立支援

現状と課題

ひとり親家庭では、家事・育児の負担が大きく、家庭でも様々な問題を抱えているほか、特に母子家庭においては経済的な不安を抱えるケースが少なくありません。

本市では、ひとり親家庭の自立を支援するために、生活支援、経済的支援、就業支援などを行ってきました。

ニーズ調査結果によると、経済的支援の更なる充実が求められています。今後はひとり親家庭の急増や、児童虐待問題などを踏まえて、ひとり親家庭の自立を支援するために、生活支援、経済的支援、就業支援など総合的な支援の充実が必要です。

施策の方向性

ひとり親家庭の自立を支援するために、生活支援、経済的支援、就業支援など総合的な支援の充実を図ります。

●ひとり親家庭や特別な援助が必要な家庭の自立支援の推進

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|---|---|--------|
| 就学援助事業 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費・特別支援教育就学奨励費（再掲） | 経済的理由によって、小中学校の教育費の負担が困難な家庭を対象に援助を行う。 | 教育総務課 |
| 幼稚園就園奨励費補助金（再掲） | 幼稚園に3歳児から5歳児の幼児を通園させている家庭を対象に保育料の一部を補助する。 | こども育成課 |
| 児童扶養手当（再掲） | 母子家庭等の児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。 | 子育て支援課 |
| 母子家庭等医療費助成事業（再掲） | 母子家庭等の医療費個人負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。 | 子育て支援課 |
| 母子福祉資金（県事業）（再掲） | 県事業として行われている母子家庭等を対象とした各種資金貸付申請の受付及び市広報紙への掲載によるPRを行う。 | 子育て支援課 |
| 母子家庭自立支援費給付事業（再掲） | ひとり親家庭の保護者が、就労のため、資格取得を目的に教育訓練を受けた場合、その経費の一部を助成する。 | 子育て支援課 |
| 奨学金貸付事業（再掲） | 経済的理由によって、高等学校等の修学が困難な者に対し学資を貸与する。 | 地域福祉課 |
| ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成事業 | ファミリー・サポート・センターを利用するひとり親家庭に対して、利用料の軽減を図る。 | 子育て支援課 |

2. 障害児施策の充実

現状と課題

ユニバーサルの考え方が浸透する中で、障害児（者）の積極的な社会参加を促すため、乳幼児期から一貫した支援体制の充実が求められています。また、近年は、障害の有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流することにより、障壁を解消することが重要であるとの考え方が広まりつつあります。

一方で、まだまだ障害に対する理解が十分であるとはいえない状況もあります。そのため、広く市民に対し、発達障害などを含めた障害に対する理解を深めることが重要です。

本市では、障害のある子どもやその家族に対し、子どもが健やかに成長できるよう、一人ひとりのニーズに合わせ、一貫した支援体制の充実を図ってきました。

今後は、ライフステージごとの相談支援体制の更なる充実を図るとともに、子どもの健全な発達を保障するための専門的な人材やサービスの確保、地域での教育・保育の受入れ体制の整備など、多様なニーズに対応可能な支援体制の充実が必要です。

施策の方向性

乳幼児健診や集団生活において、家族が子どもの心身の状態を正しく理解し、専門的な支援を受けることができるよう、早期発見・早期支援に努めます。

保健、医療、福祉、教育等の各種機関の連携により、多様なニーズに対応可能な支援体制の充実を図ります。

子どもとその家族が身近な地域で安心して生活できるよう、障害児福祉サービスの充実を図ります。

●障害児施策の充実

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|-----------------|--|-----------------|
| 年齢に合わせた相談事業（再掲） | 6か月児相談・1歳6か月児健診・2歳児歯みがき教室・3歳児健診・健康相談室・心理相談等。 | 健康増進課 |
| 就学指導委員会 | 障害のある幼児・児童・生徒の適正な就学に向けて、就学についての指導、助言を行う。 | 学校教育課 |
| 就学相談 | 就学指導対象児の保護者との面談や、就学指導個票の提出があった幼稚園・保育所との連絡調整を行う。 | 学校教育課 こども育成課 |
| 巡回相談 | 軽度発達障害児への指導、支援の具体的なアドバイスをするために各学校を訪問し指導する。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育連絡協議会 | 各学校の特別支援教育担当者が中心となり、主に軽度発達障害の子ども達を支援する。 そのための個別支援計画作成等の研修会を年3回実施する。 | 学校教育課 |
| 特別児童扶養手当（県事業） | 重度の身体又は知的障害のある20歳未満の子どもを監護又は療育している方に対する手当を支給する。 | 地域福祉課 |

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|-------------------------------------|--|--------|
| 育児支援親子教室（再掲） | 健診・相談において、多動傾向や言語・理解等が気になる子どもを対象に、遊ぶ体験を通して発達を促すための教室を開催する。 | 健康増進課 |
| 障害児福祉手当給付 | 精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に対し、障害児福祉手当の給付を行う。 | 地域福祉課 |
| 重度心身障害者（児）医療費助成（特児・知的・身障精神児童） | 重度心身障害者（児）を対象とした医療費助成を行う。 | 地域福祉課 |
| 心身障害児援護事業 | 在宅重度心身障害児タクシー料金助成及び援護金支給事業、重度心身障害児及び介護者はり・きゅう・マッサージ助成事業、居宅介護、短期入所、生活介護事業を行う。 | 地域福祉課 |
| 身体障害者手帳、療育手帳交付、精神障害者保健福祉手帳交付（県事業） | 身体障害者手帳及び療育手帳を交付する。 | 地域福祉課 |
| 点字講習会 | 視覚障害者（児）とのコミュニケーションを図るため、点訳奉仕員養成講座を開催する。 | 地域福祉課 |
| 手話講習会 | 聴覚障害者（児）とのコミュニケーションを図るため、手話奉仕員養成講座を開催する。 | 地域福祉課 |
| 手話通訳者の派遣 | 聴覚障害者（児）の自立と社会参加を図るため、手話通訳が必要な場合、登録手話奉仕員を派遣する。 | 地域福祉課 |
| 補装具・日常生活用具給付事業 | 障害者（児）に対して、社会生活の能力を向上させるため、補装具（義眼、補聴器、義肢、車椅子等）の支給及び、日常生活が円滑に行えるようにするため日常生活用具（特殊寝台、浴槽補助用具、電気式たん吸引器等）の給付を行う。 | 地域福祉課 |
| 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 | 小児慢性特定疾患児等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、日常生活用具の給付を行う。 | 健康増進課 |
| 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援） | 未就学の障害のある子どもに対する日常生活における基本的動作の指導や就学中の障害のある子どもに対する放課後や、夏休みなどの長期休暇中における生活能力向上のための訓練等を提供する。 | 地域福祉課 |
| 自立支援医療（育成医療） | 障害児の障害の除去又は軽減を図る医療に対して助成を行う。 | 地域福祉課 |
| 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業 | 障害者手帳を所持していない子どもに、将来障害の認定を受けたとき円滑な移行ができるよう補聴器購入に対して助成を行う。 | 地域福祉課 |
| 親子教室・並行通園事業 | 発達の気になる未就学児に対する小集団での日常生活訓練や保護者に対するアドバイス等を行う。 | 地域福祉課 |
| 発達障害児支援事業 | 幼稚園・保育所への巡回相談を実施し発達障害の早期発見、支援に努めるとともに、カンファレンスを通じ発達障害に対する園のスキルアップを図る。また、講演会等の啓発や軽度の発達障害児向けの療育教室を開催する。 | 子育て支援課 |

3. 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

近年、少子化・核家族化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、保護者の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、様々な不安を抱えているといわれています。さらに、保護者自身の精神的な問題や生活上のストレスなどの様々な要因が複雑に絡み合い、我が子を虐待してしまう保護者の増加が大きな問題となっています。

虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長に大きな影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められています。児童虐待を未然に防ぐには、日頃の声かけなど、地域の中で子育て家庭を孤立させない関係づくりが大切です。

施策の方向性

児童虐待が社会問題化している中、本市では全ての子どもの人権を守るために対策を講じてきましたが、今後も虐待を早期に発見し、虐待を受けた子どもを円滑に保護するため、広く市民に意識啓発を行うとともに、福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域ぐるみの支援体制を継続します。

児童虐待の発生を予防するため、子どもの人権について啓発を図るとともに、健康診査や保健指導等の母子保健活動や、地域の医療機関、医療関係団体との連携、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握します。特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。



●児童虐待防止対策の充実

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|---------------------------|---|--------|
| 学校における虐待防止の手引きの活用 | 手引きを作成、各学校に配布し、研修等での活用を図る。 | 学校教育課 |
| 要保護児童対策地域協議会学齢児部会（再掲） | 被虐待児童・生徒、発達障害、問題行動、不登校児童・生徒への具体的支援策を協議する。関係機関（児童相談所、市立病院、焼津警察署、青少年教育相談センター、適応指導教室指導員、巡回相談員等）からなる小委員会を年10回開催する。教職員を対象とした講演会、研修会を年1回実施する。 | 学校教育課 |
| 要保護児童対策地域協議会代表者会議・虐待児小委員会 | 関係機関の代表者が連携し、総合的な要保護児童支援体制の構築を図る。また、小委員会において特に重篤事案の情報共有及び支援方針を協議する。 | 子育て支援課 |
| 育児不安虐待予防教室（再掲） | 健診・相談の中で、育児不安のある母親等を対象に、育児上の悩みや疲労を軽減し、より良い育児環境をつくるための教室を開催する。 | 健康増進課 |
| 要保護児童対策地域協議会乳幼児部会（再掲） | 乳幼児期から就学までを対象に、保健、医療、福祉、教育の4領域の関係機関・団体が連携し地域における子育て支援を行う。 | 健康増進課 |
| 乳幼児健診・相談 | 育児不安や育児困難等母親の嘆きを受け止め、子育て支援の場とする。 | 健康増進課 |
| 各健診・相談の未健診児対策事業 | 受診通知の発送、電話による受診勧奨、家庭訪問等により、育児不安等の相談を行う。 | 健康増進課 |
| 子育て短期支援事業 | 保護者が、疾病や疲労など身体上、精神上などの理由により家庭における子どもの養育が困難となった場合に、児童養護施設などで緊急・一時的に養育・保護を行う。 | 子育て支援課 |
| 養育支援訪問事業 | 養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行う。 | 子育て支援課 |
| 個別ケース検討会議 | 虐待防止のために、関係機関と連携を図る。 | 子育て支援課 |
| 児童相談所との連携 | 児童相談所との連携を図る。 | 子育て支援課 |



第4節 仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり

1. 子育てしやすい就労環境の促進

現状と課題

子育て中の保護者が抱える課題の1つとして、仕事を持つ多くの人が仕事を中心とした生活を送らざるを得ず、家族とともに過ごす時間を十分にとることができない状況にあるといった事柄が指摘されています。こうした状況が、仕事と子育ての両立をより困難なものにしています。

本市においては、仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり、広報活動や情報提供による啓発等を行ってきました。しかし、実際に育児休業等を利用している人は極僅かとなり、今後は、事業主、地域住民等の意識改革を一層推進する必要があります。

施策の方向性

新制度や本計画について、労働者、事業主、地域住民への広報・啓発を行います。

仕事と子育ての調和に取り組む企業の支援や、目標を達成した企業を社会的に評価することを検討していきます。

●子育てしやすい就労環境の促進

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|------------|--|-------------------|
| アドバイザー派遣事業 | 企業等が行う男女共同参画推進等の研修に対し、アドバイザー（講師派遣経費用は市が負担）を派遣する。 | 市民協働課 |
| 広報・啓発・情報提供 | 産前産後・育児・介護休業等の制度について市民や企業等に周知を図り、制度の活用について働きかける。 | 商業・観光振興課 市民協働課 |



2. 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

子どもの健やかな成長のためには、家庭においては家族が互いに協力し、職場や地域においては社会全体で子育て家庭を支えていくことが重要です。

市では、保育サービスの充実や男女共同参画の啓発など、子育てしやすい就労環境づくりに取り組んできましたが、ニーズ調査の結果によると、育児休業制度の利用状況として、「利用しなかった」と回答した人の割合が大半を占めており、利用した人でも育児休業明けにスムーズに職場復帰できていない現状となっています。

全ての子育て家庭が仕事と家庭のバランスがとれるよう、働き方の見直しや職場優先の意識を変えていくとともに、事業所等に対し、育児休業制度をはじめとする両立支援の一層の普及と利用促進を啓発し、子育てしやすい雰囲気職場づくりを推進していくことが重要です。

施策の方向性

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、労働者と事業主の合意形成、地域住民の理解を促進するための啓発を行います。

多様な子育て支援体制を整備するとともに、情報提供や相談事業など必要なサポート体制の充実を図ります。



●仕事と子育ての両立の推進

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|------------------------------------|--|-------------------|
| 広報・啓発・情報提供（再掲） | 育児・介護休業等の制度について市民や企業等に周知を図り、制度の活用について働きかける。 | 商業・観光振興課 市民協働課 |
| 教育・保育事業 | 就学前の子どもを、年齢や保護者の就労状況に応じた教育・保育施設において保育する。 | こども育成課 |
| 時間外保育事業 | 多様な就労状況等に対応するため、通常の保育時間（保育短時間・保育標準時間）を超えての保育を行う。 | こども育成課 |
| 一時預かり事業 | 幼稚園においては、主として在園児を対象とした預かり保育を行い、保育所においては保護者の急病、育児疲れ等に対応するため園児以外の子どもを対象とした一時預かりを行う。 | こども育成課 |
| 病後児保育事業 | 病気の回復期にあり、家庭での保育が困難な子どもを、保育所等において一時的に保育する。 | こども育成課 |
| ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（再掲） | 育児の援助を受けたい人と行いたい人が登録し、相互援助の形で、保護者が保育所の送迎ができないときなどに保護者の代わりに送迎する等の子育てを支援する。また、利用促進のため、利用料の助成を行う。 | 子育て支援課 |
| 家庭的保育事業（旧保育ママ事業）（再掲） | 家庭的保育者が、家庭的保育者の居宅等において乳幼児の保育を行う。 「子ども・子育て支援新制度」において、家庭的保育事業として位置付けされた。 | こども育成課 |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（再掲） | 昼間保護者がいない家庭の、小学校児童を対象に、放課後、における生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図る。 | 子育て支援課 |

●再就職支援の充実

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|----------|---|----------|
| スキルアップ事業 | 就業に役立つパソコン技能講習教室を開催する。 | 商業・観光振興課 |
| 情報提供事業 | サンライフ焼津において、就職情報コーナーを設置するとともに、内職情報の提供を行う。 | 商業・観光振興課 |

●男女共同参画の推進

| 事業名 | 事業内容 | 関係課等 |
|--------------------|--|-------|
| 父親のための家庭教育出前講座（再掲） | 中学生以下の子どもの父親を対象に、家庭教育についての講座を開催する。また、企業へのチラシ配布等を行い、父親の子育て参加の啓発を行う。 | 社会教育課 |
| 男女共同参画の啓発 | セミナーとフォーラムを開催する。また、情報紙等を発行する。 | 市民協働課 |
| 男女共同参画プラン推進市民会議 | 男女共同参画プランの推進にあたり、広く市民に意見を求め、施策に反映させるために推進市民会議を設置する。 | 市民協働課 |

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、子育て支援課が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

2. 計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てにかかわる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、子育て支援課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、また自治会等の地域組織と、適切な役割分担の下に連携を強化し、協働により子育て・子育て支援の推進を図ります。

資料編

1. 子ども・子育て会議委員名簿

●焼津市子ども・子育て会議 委員

平成26年5月1日現在

| No. | 分野 | 氏名 | 所属団体等（職名） |
|-----|-------------------------------|--------|---------------------------------|
| 1 | 学識経験者 | 山田 美津子 | 静岡福祉大学（教授） |
| 2 | | 鈴木 敦子 | 元小学校長・元教育委員 |
| 3 | 子ども・子育て 支援に関する事業に 従事する者 | 村松 幹子 | 焼津市保育園協会（会長） |
| 4 | | 吉田 一夫 | 焼津市私立幼稚園協会（協会長） |
| 5 | | 長谷川なおみ | 放課後児童クラブ運営法人代表 （焼津市社会福祉協議会） |
| 6 | | 高橋 律子 | 焼津市子育て支援センター運営法人 （子育て広場なかよし） |
| 7 | 子どもの保護者 | 石川 真 | 焼津市保育園保護者会連合会（会長） |
| 8 | | 森川 和弘 | 焼津市私立幼稚園PTA連絡協議会（会長） |
| 9 | | 鈴木 麻里奈 | 焼津市公立幼稚園PTA代表（静浜幼稚園） |
| 10 | | 前田 陽子 | 焼津市PTA連絡協議会（母親副委員長） |
| 11 | | 青地 幸子 | 放課後児童クラブ保護者代表（かえるクラブ） |
| 12 | 経済、労働関係 団体に従事する者 | 本橋 孝洋 | 焼津商工会議所（青年部） |
| 13 | | 谷澤 真奈美 | 大井川商工会（経営指導員） |
| 14 | | 一ノ瀬 直也 | 志太地区労働者福祉協議会（幹事） |
| 15 | その他市長が必要と認める者 | 片野 千鶴 | 焼津市校長会（焼津西小学校校長） |

●事務局

| 役職 | 氏名 |
|-------------------|-------|
| こども未来部長 | 青島 正幸 |
| 子育て支援課長 | 見原 照久 |
| こども育成課長 | 岡村 敏典 |
| 子育て支援課次世代育成担当主幹 | 渡辺 晃子 |
| 子育て支援課家庭児童相談室長 | 石川 壽男 |
| 子育て支援課給付担当係長 | 杉山 佳丈 |
| こども育成課主席指導主事 | 塚本利江子 |
| こども育成課保育園・幼稚園担当係長 | 鈴木 博久 |
| こども育成課指導主事 | 中村 勇 |
| 子育て支援課次世代育成担当主事 | 池谷 阿子 |

2. 焼津市子ども子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、焼津市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、焼津市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子どもの保護者
 - (4) 経済、労働関係団体に従事する者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 子育て会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、子育て会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(最初の委員の任期の特例)
- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

焼津市子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月（平成30年3月変更）
発行 焼津市役所
編集 焼津市こども未来部子育て支援課
〒425-8502
焼津市本町5-6-1（市役所アトレ庁舎1階）
TEL 054-626-1137
FAX 054-626-2187
Email kosodate@city.yaizu.lg.jp